

資料3-1 公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準等(26項目)

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下

備考
 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準は、適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1.43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

資料3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川
 (1) 河川 (湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				大腸菌群数
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質濃 度 (SS)	溶解酸素量 (DO)	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級 水道1級 水及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級 水道2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水道3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-
D	工業用水2級 工業用水 及びE以下の欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	こみ等の浮遊 物が認められな いこと。	2mg/ℓ以上	-

(備考)
 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、流域もこれに準ずる。)
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶解酸素量5mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)
 注1 自然環境保全：自然探訪等の環境保全
 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧酸素水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、B-中層水性水域の水産生物用
 工業用水1級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全量値
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の種に掛ける水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温暖域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の種に掛ける水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
(備考) 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海城もこれに準ずる。)		

(2) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				大腸菌群数
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (S.S.)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の種に掛けるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2・3級 水産2級 水道1級及びB以下の種に掛けるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの種に掛けるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ以上	—
(備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。						

- 社1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2・3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値			汚濁物質 抽出物質 (油分等)	
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)		
A	水産1級 浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000 MPN/100ml 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—

備考 水産1級のうち生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌数70MPN/100ml以下とする。

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
水産1級：マダイ、アサギ、ササギ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
II	水産1種 水産2種及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
III	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
IV	水産3種 工業用水 生物生態環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水産1級の指定は、海洋生物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される。
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
水産3種：汚濁の強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3 生物生態環境保全：年間を通して水生生物が息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物生態状況の適応性	基準値	
		全窒素	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下	

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
III	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
IV	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水産1級の指定は、湖沼、池、川、河川等の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼に適用する。
3 農業用水については、全窒素の項目の基準値は適用しない。

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
水道1級：高温による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1種：サケ科魚類及びマス等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物生態状況の適応性	基準値	
		全窒素	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	

資料 3-3 水質環境基準の類型指定状況

(1) pH、COD等

水 域		該当類型	達成期間	備 考
燧灘北西部海域	燧灘北西部	A	イ	昭和 49 年 5 月 13 日 環境庁告示第 39 号
燧灘東部海域	伊予三島港	C	ロ	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示第 33 号
	三島・川之江地先海域(1)			
	三島・川之江地先海域(2)	B	ロ	
	三島・川之江地先海域(3)			
	三島・川之江地先海域(4)			
燧灘東部	A	ロ	昭和 49 年 5 月 13 日 環境庁告示第 39 号	
伊予三島・土居海域	伊予三島・土居海域	A	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
新居浜海域	新居浜港航路泊地	C	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	新居浜海域甲	C	ロ	
	沢津漁港	B	イ	
	新居浜海域乙	B	ロ	
	新居浜海域丙	A	ロ	
西条海域	東予港西条地区航路泊地甲	C	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	東予港西条地区航路泊地乙	B	ロ	
	西条海域甲	B	ロ	
	西条海域丙	A	ロ	
東予海域	東予港壬生川地区	C	イ	昭和 48 年 3 月 6 日 愛媛県告示第 246 号
	東予海域甲	B	ロ	
	東予海域乙	B	ロ	
	東予海域丙	A	イ	
	河原津漁港	B	ロ	
伊予灘	三津内港(甲)	C	ロ	昭和 49 年 4 月 12 日 愛媛県告示第 421 号
	三津内港(乙)	B	イ	
	吉田浜船溜り(甲)	C	ロ	
	吉田浜船溜り(乙)	B	ロ	
	和気港	B	ロ	
	松山外港	B	ロ	
	松前港	B	ロ	
	伊予灘(一般)	A	イ	
宇和海	八幡浜港	B	ロ	昭和 49 年 4 月 12 日 愛媛県告示第 421 号
	宇和島港	B	ロ	
	宇和海(一般)	A	イ	

水域		該当類型	達成期間	備考
重信川水系	石手川(甲)	C	ロ	昭和49年4月12日 愛媛県告示第421号
	石手川(乙)	A A	イ	
	重信川(甲)	A	ロ	
	重信川(乙)	A A	イ	
肱川水系	肱川水域(甲)	A	ロ	昭和50年5月23日 愛媛県告示第511号
	肱川水域(乙)	A A	イ	
	鹿野川湖	B	イ	
加茂川水系	加茂川水域	A A	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	黒瀬ダム貯水池	A	イ	
中山川水系	中山川水域(甲)	A A	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	中山川水域(乙)	A	イ	
渡川水系	広見川水域(甲)	A A	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	広見川水域(乙)	A	イ	
	三間川水域	A	イ	
銅山川水系	銅山川水域	A A	イ	昭和52年9月20日 愛媛県告示第1034号
	柳瀬ダム貯水池	A	イ	
	新宮ダム貯水池	A	イ	
仁淀川水系	仁淀川(甲)	A A	イ	昭和52年9月20日 愛媛県告示第1034号
	仁淀川(乙)	A	イ	
	面河ダム	A	イ	
蒼社川水系	蒼社川(甲)	A A	イ	昭和53年12月8日 愛媛県告示第1377号
	蒼社川(乙)	A	イ	
岩松川水系	岩松川	A A	イ	昭和53年12月8日 愛媛県告示第1377号

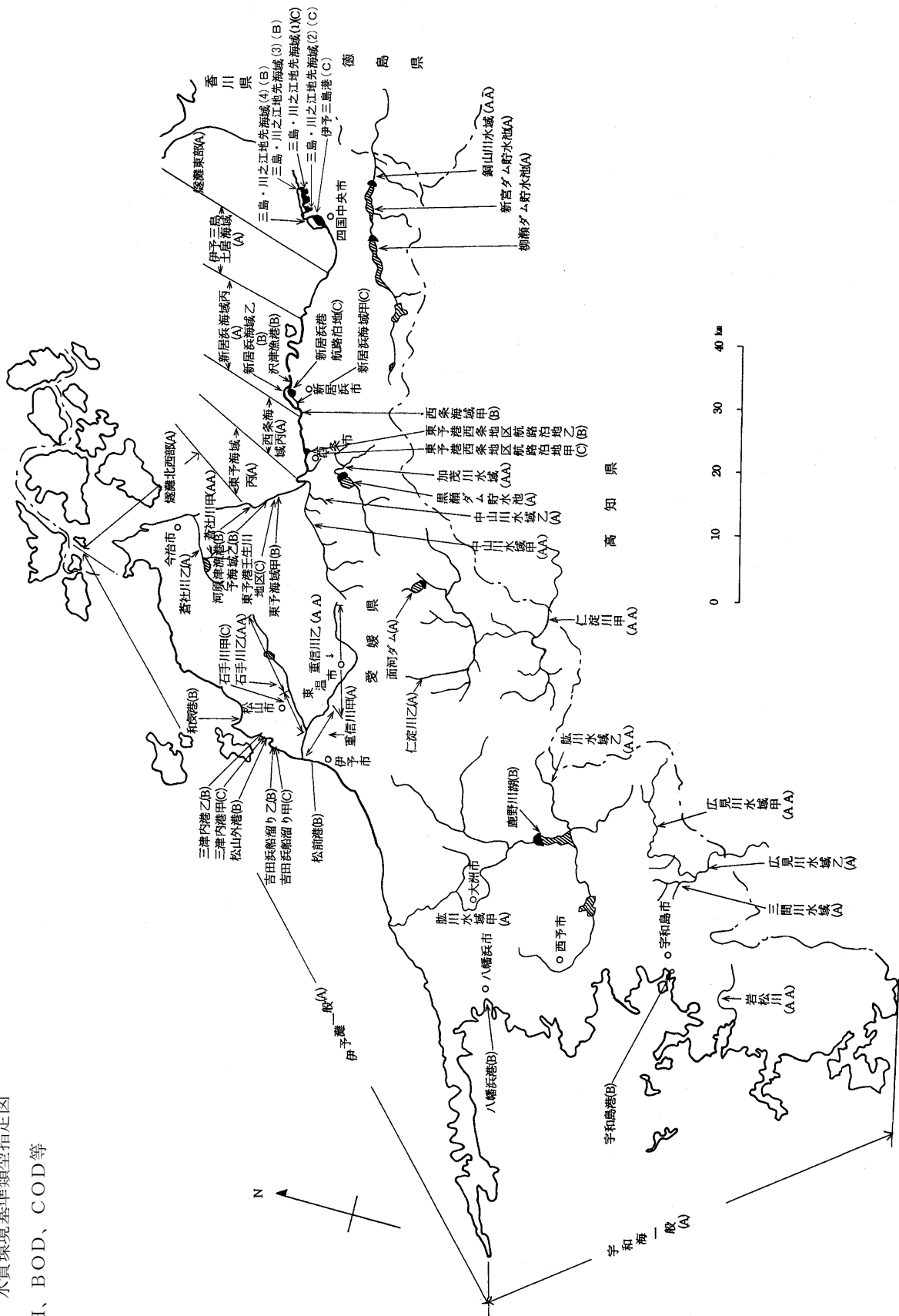
注) 達成期間の区分「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内のできるだけ早い時期に達成。

(2) 全窒素、全燐

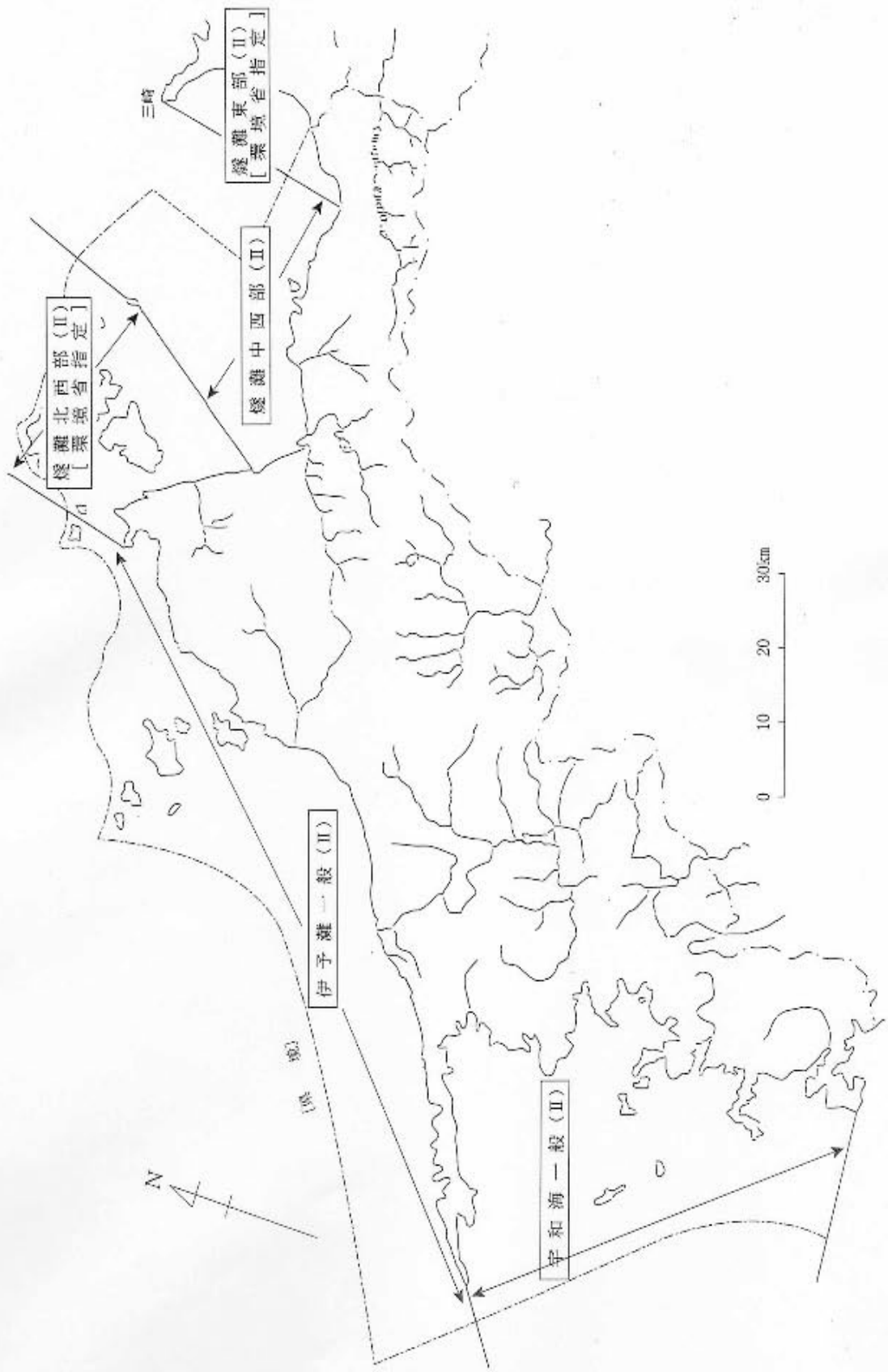
水 域	該当類型	達成期間	備 考
燧灘東部	Ⅱ	直ちに達成	平成15年3月27日 環境省告示第35号
燧灘北西部	Ⅱ	直ちに達成	
燧灘中西部	Ⅱ	直ちに達成	平成9年4月25日 愛媛県告示第843号
伊予灘一般	Ⅱ	直ちに達成	
宇和海一般	Ⅱ	直ちに達成	

資料3-4 水質環境基準類型指定図

(1) PH、BOD、COD等



(2) 全空来、全燐



資料 3 - 5 地下水の環境基準(26項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
チウラム	0.006mg/ℓ 以下
シマジン	0.003mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
セレン	0.01mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
<p>備考</p> <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>	

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表 健康項目(26項目)

ア 河川及び湖沼 1

(単位:mg/l)

水域名	地点名	地点番号	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		アルキル水銀	
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値
石手川(甲)	市坪	1-51	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
石手川(乙)	石手川ダム	2-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
重信川(甲)	川口大橋	3-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
重信川(甲)	出合橋	3-2	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
重信川(甲)	中川原橋	3-3	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
重信川(乙)	排志大橋	4-2	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
重信川(乙)	重信橋	4-3	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鮎川水域(甲)	祇園大橋	5-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鮎川水域(甲)	鮎川橋	5-2	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鮎川水域(甲)	天神橋	5-4	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鮎川水域(甲)	下宇和橋	5-5	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鮎川水域(甲)	生々橋	5-6	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鮎川水域(甲)	鮎川水域St-15	5-52	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鮎川水域(甲)	野村ダムサイト	5-62	0/2	<0.002	<0.002	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	ND
鮎川水域(甲)	明間	5-63	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
加茂川水域	加茂川橋	7-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
加茂川水域	加茂川水域St-7	7-52	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
加茂川水域	加茂川水域St-8	7-53	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
中山川水域(甲)	中山川橋上流	8-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(甲)	湊合	8-52	0/4	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/4	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/4	<0.0005	0/2	<0.0005
中山川水域(乙)	新浜橋	9-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
広見川水域(甲)	興野々橋	10-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
広見川水域(甲)	鱒川橋	10-51	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
広見川水域(甲)	鱒川橋	10-53	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
広見川水域(乙)	高知県境上流	11-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鮎川水域	寺尾	13-51	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鮎川水域	新宮ダム流入河川(甲/川)	13-53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域	上小川	13-54	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鮎川水域	富郷ダム	13-56	0/4	<0.005	<0.005	0/4	ND	0/4	<0.02	<0.02	0/4	<0.005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005
鮎川水域	別子橋	13-57	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域(乙)	三島橋	15-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鮎川水域(乙)	養社橋下流	17-53	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鮎川水域	三島	18-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鮎川水域	岩松橋	18-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
碓部川水域	碓部川水域St-1	201-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
碓部川水域	碓部川水域St-2	201-2	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
関川	藤崎橋	211-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
曾都川	曾都川	213-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005
鹿野川湖	ダム堰堤	501-1	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	ND
鹿野川湖	ダム中央	501-2	0/2	<0.001	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	ND
柳瀬ダム貯水池	ダム堰堤	503-1	0/2	<0.005	<0.005	0/2	ND	0/2	<0.02	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2	ND
柳瀬ダム貯水池	翠波橋	503-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
柳瀬ダム貯水池	下堰瀬	503-54	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
新宮ダム貯水池	ダム堰堤	504-1	0/4	<0.005	<0.005	0/4	ND	0/4	<0.02	<0.02	0/4	<0.005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005
合計			0/80			0/58		0/80			0/50		0/92		0/8	

m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

ND:検出されず

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表 健康項目(26項目)

ア 河川及び湖沼 2

(単位:mg/L)

水域名	地点名	地点番号	PCB		ジクロロメタン		四氯化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		平均値
			m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	
石手川(甲)	市坪	1-51	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
石手川(乙)	石手川分ム	2-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
重信川(甲)	川口大橋	3-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
重信川(甲)	出合橋	3-2	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
重信川(甲)	中川原橋	3-3	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
重信川(乙)	拝志大橋	4-2	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
重信川(乙)	重信橋	4-3	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
鮎川水域(甲)	祇園大橋	5-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
鮎川水域(甲)	鮎川橋	5-2	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
鮎川水域(甲)	天神橋	5-4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域(甲)	下宇和橋	5-5	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
鮎川水域(甲)	生々橋	5-6	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
鮎川水域(甲)	鮎川水域St-15	5-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域(甲)	野村ダムサイト	5-62	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
鮎川水域(甲)	明間	5-63	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
加茂川水域	加茂川橋	7-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
加茂川水域	加茂川水域St-7	7-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
加茂川水域	加茂川水域St-8	7-53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(甲)	中山川橋上流	8-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(甲)	湊合	8-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(乙)	新兵衛橋	9-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
広見川水域(甲)	興野々橋	10-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
広見川水域(甲)	鱸川橋	10-51	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
広見川水域(甲)	鱸川橋	10-53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
広見川水域(乙)	高知県境上流	11-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
鮎川水域	寺尾	13-51	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
鮎川水域	新宮ダム流入河川(甲/川)	13-53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域	上小川	13-54	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域	富郷分ム	13-56	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.002	<0.004
鮎川水域	別子橋	13-57	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域(乙)	三島橋	15-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
齋社川(乙)	齋社橋下流	17-53	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
岩松川水域	三島	18-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
岩松川水域	岩松橋	18-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
砥部川水域	砥部川水域St-1	201-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
砥部川水域	砥部川水域St-2	201-2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
関川	藤崎橋	211-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
曾都川	曾都川	213-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
鹿野川湖	ダム堰堤	501-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
鹿野川湖	ダム中央	501-2	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
柳瀬分ム貯水池	ダム堰堤	503-1	0/2	ND	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.0004	0/2	<0.002	0/2	<0.002	<0.004
柳瀬分ム貯水池	翠波橋	503-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
柳瀬分ム貯水池	下長瀬	503-54	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
新宮分ム貯水池	ダム堰堤	504-1	0/1	ND	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.0004	0/1	<0.002	0/1	<0.002	<0.004
合計			0/52	0	0/52	0	0	0	0/52	0	0	0/52	0	0	0/52

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

ND: 検出されず

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表 健康項目(26項目)

ア 河川及び湖沼 3

(単位:mg/l)

水域名	地点名	地点番号	1.1.1-トリクロロエタン		1.1.2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1.3-ジクロロプロペン		チウラム				
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
石手川(甲)	市坪	1-51	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
石手川(乙)	石手川ダム	2-1	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
重信川(甲)	川口大橋	3-1	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
重信川(甲)	出合橋	3-2	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
重信川(甲)	中川原橋	3-3	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
重信川(乙)	排志大橋	4-2	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
重信川(乙)	重信橋	4-3	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域(甲)	祇園大橋	5-1	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域(甲)	鮎川橋	5-2	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域(甲)	天神橋	5-4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域(甲)	下宇和橋	5-5	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域(甲)	生々橋	5-6	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域(甲)	鮎川水域St-15	5-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域(甲)	野村ダムサイト	5-62	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域(甲)	明間	5-63	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
加茂川水域	加茂川橋	7-1	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
加茂川水域	加茂川水域St-7	7-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
加茂川水域	加茂川水域St-8	7-53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(甲)	中山川橋上流	8-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(甲)	湊合	8-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(乙)	新長橋	9-1	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
広見川水域(甲)	興野々橋	10-1	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
広見川水域(甲)	鱸川橋	10-51	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
広見川水域(甲)	鱸川橋	10-53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
広見川水域(乙)	高知県境上流	11-1	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	寺尾	13-51	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	新宮ダム流入川(甲/川)	13-53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域	上小川	13-54	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域	富郷ダム	13-56	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	別子橋	13-57	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域	三島橋	15-1	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	鮎川橋下流	17-53	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	三島	18-1	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	岩松橋	18-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域	砥部川水域St-1	201-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域	砥部川水域St-2	201-2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域	藤崎橋	211-1	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	僧都川	213-1	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	501-1	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム中央	501-2	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	503-1	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	柳瀬ダム貯水池	503-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域	柳瀬ダム貯水池	503-54	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域	下堰瀬	504-1	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-2	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-3	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-4	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-5	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-6	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-7	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-8	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-9	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-10	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-11	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-12	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-13	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-14	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-15	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-16	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-17	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0006	<0.0006
鮎川水域	ダム堰堤	504-18	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0006	<0.0006	0								

資料3-6 公共用水域水質測定結果地点別総括表 健康項目(26項目)

ア 河川及び湖沼 4

(単位:mg/L)

水域名	地点名	地点番号	シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素	
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値
石手川(甲)	市坪	1-51	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	2.6	0/2	0.52	0/2	0.24
石手川(乙)	石手川分ム	2-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.1	0/2	0.12	0/2	0.05
重信川(甲)	山口大橋	3-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.5	0/2	0.30	0/2	0.16
重信川(甲)	出合橋	3-2	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.8	0/2	0.28	0/2	0.10
重信川(甲)	中川原橋	3-3	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	2.0	0/2	0.08	0/2	0.08
重信川(乙)	群志大橋	4-2	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.1	0/2	0.08	0/2	0.03
重信川(乙)	重信橋	4-3	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.4	0/2	0.08	0/2	0.08
鮎川水域(甲)	祇園大橋	5-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.94	0/2	0.08	0/2	0.04
鮎川水域(甲)	鮎川橋	5-2	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.88	0/2	0.08	0/2	0.04
鮎川水域(甲)	天神橋	5-4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域(甲)	下宇和橋	5-5	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.8	0/2	0.12	0/2	0.02
鮎川水域(甲)	生々橋	5-6	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.0	0/2	0.08	0/2	0.04
鮎川水域(甲)	鮎川水郷St-15	5-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川水域(甲)	野村分ムサイト	5-62	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.94	0/2	0.08	0/2	0.04
鮎川水域(甲)	明間	5-63	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
加茂川水域	加茂川橋	7-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.62	0/2	0.08	0/2	0.03
加茂川水域	加茂川水郷St-7	7-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
加茂川水域	加茂川水郷St-8	7-53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(甲)	中山川橋上流	8-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(甲)	窪合	8-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
中山川水域(乙)	新長橋	9-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.8	0/2	0.12	0/2	0.02
広見川水域(甲)	興野々橋	10-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.24	0/2	0.13	0/2	0.02
広見川水域(甲)	鱒川橋	10-51	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
広見川水域(甲)	鱒川橋	10-53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
広見川水域(乙)	高知県境上流	11-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.21	0/2	0.12	0/2	0.02
鱒川水域	寺尾	13-51	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.74	0/2	0.14	0/2	0.07
鱒川水域	新宮分ム取入河川(甲/川)	13-53	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鱒川水域	上小川	13-54	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鱒川水域	富郷分ム	13-56	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.08
鱒川水域	別子橋	13-57	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鱒川水域	三島橋	15-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.52	0/2	0.10	0/2	0.03
齋社川(乙)	齋社橋下流	17-53	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.82	0/2	0.29	0/2	0.02
岩松川水域	三島	18-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	0.43	0/2	0.42	0/2	0.36
岩松川水域	岩松橋	18-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
砥部川水域	砥部川水郷St-1	201-1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
砥部川水域	砥部川水郷St-2	201-2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
関川	藤崎橋	211-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.5	0/2	0.08	0/2	0.02
備前川	備前川	213-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	1.1	0/2	0.16	0/2	0.42
鹿野川湖	分ム堰堤	501-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鹿野川湖	分ム中央	501-2	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
柳瀬分ム貯水池	分ム堰堤	503-1	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
柳瀬分ム貯水池	翠波橋	503-52	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
柳瀬分ム貯水池	下長瀬	503-54	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
新宮分ム貯水池	分ム堰堤	504-1	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
合計			0/52			0/52			0/58		0/52			0/58		0/58

m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

資料3-6 公共用水域水質測定結果

イ 海域 1

水域名	地点名	地点番号	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		アルキル水銀	
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	m/n	最大値	
伊予三島土居海域	土居海域St-2	605 - 2	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.02	0 / 1	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
新居浜海域(甲)	新居浜海域St-10	607 - 1	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.02	0 / 1	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-4	610 - 4	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.02	0 / 1	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
西条海域(甲)	西条海域St-1	613 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.02	0 / 1	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
東予海域(甲)	東予海域St-2	617 - 1	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.02	0 / 1	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
三津内港	松山海域St-5	621 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.02	0 / 2	< 0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623 - 1	0 / 12	< 0.001	< 0.001	/	/	/	/	< 0.02	/	/	0 / 12	< 0.0005	/	/
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.02	0 / 2	< 0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
松山外港	松山海域St-8	626 - 1	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.02	0 / 2	< 0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
松前港	松前海域St-3	627 - 1	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.02	0 / 1	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
伊予灘一般	渡方・大西・瀬間瀬St-4	628 - 4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
伊予灘一般	北条海域St-1	628 - 7	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.02	0 / 2	< 0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
伊予灘一般	松山海域St-3	628 - 11	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.02	0 / 2	< 0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
伊予灘一般	松山海域St-11	628 - 14	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.02	0 / 2	< 0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
伊予灘一般	伊予海域St-1	628 - 19	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.02	0 / 1	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
伊予灘一般	伊予海域St-1	628 - 27	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.02	0 / 1	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
伊予灘一般	松山海域St-15	628 - 51	0 / 2	< 0.001	< 0.001	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.005	< 0.02	0 / 2	< 0.005	0 / 2	< 0.0005	/	/
宇和港一般	八幡浜・原内海域St-1	631 - 6	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.02	0 / 1	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
宇和海一般	三瓶海域St-1	631 - 11	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.02	0 / 1	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
宇和海一般	宇和島海域St-3	631 - 21	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.02	0 / 1	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
綾瀬北西部	今治海域St-6	632 - 51	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.02	0 / 1	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
伊予三島港	伊予三島山之江海域St-6	633 - 1	0 / 1	< 0.001	< 0.001	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.005	< 0.02	0 / 1	< 0.005	0 / 1	< 0.0005	/	/
合計			0 / 40			0 / 27			0 / 26		0 / 26		0 / 26			

m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

ND:検出されず

資料3-6 公共用水域水質測定結果

イ 海域 2

水域名	地点名	地点番号	POB		ジクロロタン		四塩化炭素		1.2-ジクロロエタン		1.1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		単位:mg/L	
			m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値		m/n
伊予三島土居海域	土居海域St-2	605 - 2	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004	< 0.004
新居浜海域(甲)	新居浜海域St-10	607 - 1	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004	< 0.004
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-4	610 - 4	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004	< 0.004
西条海域(甲)	西条海域St-1	613 - 1	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004	< 0.004
東予海域(甲)	東予海域St-2	617 - 1	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004	< 0.004
三津内港	松山海域St-5	621 - 1	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004	< 0.004
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623 - 1	/	/	0 / 12	< 0.002	< 0.002	< 0.002	/	/	/	/	/	/	/	/
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624 - 1	0 / 2	ND	0 / 12	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004	< 0.004
松山外港	松山海域St-8	626 - 1	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004	< 0.004
松前港	松前海域St-3	627 - 1	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004	< 0.004
伊予灘一般	渡方・大西・瀬間瀬St-4	628 - 4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
伊予灘一般	北条海域St-1	628 - 7	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004	< 0.004
伊予灘一般	松山海域St-3	628 - 11	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004	< 0.004
伊予灘一般	松山海域St-11	628 - 14	0 / 2	ND	0 / 6	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004	< 0.004
伊予灘一般	伊予海域St-1	628 - 19	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004	< 0.004
伊予灘一般	伊予海域St-1	628 - 27	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004	< 0.004
伊予灘一般	松山海域St-15	628 - 51	0 / 2	ND	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.004	< 0.004
宇和港一般	八幡浜・原内海域St-1	631 - 6	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004	< 0.004
宇和港一般	三瓶海域St-1	631 - 11	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004	< 0.004
宇和港一般	宇和島海域St-3	631 - 21	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004	< 0.004
綾瀬北西部	今治海域St-6	632 - 51	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004	< 0.004
伊予三島港	伊予三島川上江海域St-6	633 - 1	0 / 1	ND	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0004	< 0.0004	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.004	< 0.004
合計			0 / 26		0 / 26				0 / 26			0 / 26		0 / 26		

m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

ND:検出されず

資料3-6 公共用水域水質測定結果

イ 海域 3

水域名	地点名	地点番号	1.1.1-1-トリクロロエタン												1.1.2-トリクロロエタン												トジクロロエチレン												テトラクロロエチレン												1.3-ジクロロプロペン												手ウラム	
			m / n		最大値		平均値		m / n		最大値		平均値		m / n		最大値		平均値		m / n		最大値		平均値		m / n		最大値		平均値																																	
			m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値	m	n	最大値	平均値																																		
伊予三島土居海域	土居海域St-2	605 - 2	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006																																		
新居浜海域(甲)	新居浜海域St-10	607 - 1	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006																																		
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-4	610 - 4	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006																																		
西条海域(甲)	西条海域St-1	613 - 1	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006																																		
東予海域(甲)	東予海域St-2	617 - 1	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006																																		
三津内港(甲)	松山海域St-5	621 - 1	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006																																		
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623 - 1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																		
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624 - 1	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006																																		
松山外港	松山海域St-8	626 - 1	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006																																		
松前港	松前海域St-3	627 - 1	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006																																		
伊予灘一般	渡方・大西・瀬間瀬St-4	628 - 4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																		
伊予灘一般	北条海域St-1	628 - 7	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006																																		
伊予灘一般	松山海域St-3	628 - 11	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006																																		
伊予灘一般	松山海域St-11	628 - 14	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006																																		
伊予灘一般	伊予海域St-1	628 - 19	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006																																		
伊予灘一般	伊方海域St-1	628 - 27	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006																																		
伊予灘一般	松山海域St-15	628 - 51	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 2	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0005	< 0.0005	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0002	< 0.0002	0 / 2	< 0.0006	< 0.0006																																		
伊予灘一般	八幡浜・原内海域St-1	631 - 6	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006																																		
宇和島一般	三瓶海域St-1	631 - 11	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006																																		
宇和島一般	宇和島海域St-3	631 - 21	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006																																		
綾瀬北西部	今治海域St-6	632 - 51	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006																																		
伊予三島港	伊予三島山ノ江海域St-6	633 - 1	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.0006	0 / 1	< 0.002	< 0.002	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0005	< 0.0005	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0002	< 0.0002	0 / 1	< 0.0006	< 0.0006																																		
合計			0 / 26					0 / 26					0 / 26			0 / 26			0 / 26				0 / 26			0 / 26			0 / 26																																			

m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

資料3-6 公共用水域水質測定結果

イ 海域 4

水域名	地点名	地番 番号	シマジン		チオペンカルブ		ベンゼン		トルエン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素	
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値
伊予三島土居海域	土居海域St-2	605 - 2	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/
新居浜海域(甲)	新居浜海域St-10	607 - 1	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/
新居浜海域(丙)	新居浜海域St-4	610 - 4	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/
西条海域(甲)	西条海域St-1	613 - 1	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/
東予海域(甲)	東予海域St-2	617 - 1	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/
三津内港(甲)	松山海域St-5	621 - 1	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.46	< 0.42	/	/
吉田浜船溜り(甲)	松山海域St-9	623 - 1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
吉田浜船溜り(乙)	松山海域St-10	624 - 1	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.20	< 0.13	/	/
松山外港	松山海域St-8	626 - 1	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.03	< 0.03	/	/
松前港	松前海域St-3	627 - 1	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/
伊予灘一般	渡方・大西・瀬間瀬St-4	628 - 4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
伊予灘一般	北条海域St-1	628 - 7	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.04	< 0.03	/	/
伊予灘一般	松山海域St-3	628 - 11	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.04	< 0.03	/	/
伊予灘一般	松山海域St-11	628 - 14	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.08	< 0.05	/	/
伊予灘一般	伊予海域St-1	628 - 19	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/
伊予灘一般	伊予海域St-1	628 - 27	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/
伊予灘一般	松山海域St-15	628 - 51	0 / 2	< 0.0003	< 0.0003	0 / 2	< 0.002	< 0.001	0 / 2	< 0.002	< 0.002	0 / 2	< 0.16	< 0.09	/	/
宇和港一般	八幡浜・原内海域St-1	631 - 6	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.03	< 0.03	/	/
宇和港一般	三瓶海域St-1	631 - 11	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/
宇和港一般	宇和島海域St-3	631 - 21	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.06	< 0.06	/	/
綾瀬北西部	今治海域St-6	632 - 51	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 2.0	< 2.0	/	/
伊予三島港	伊予三島川之江海域St-6	633 - 1	0 / 1	< 0.0003	< 0.0003	0 / 1	< 0.002	< 0.001	0 / 1	< 0.002	< 0.002	0 / 1	< 0.02	< 0.02	/	/
合	計		0 / 26			0 / 26			0 / 26			0 / 26			/	/

m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

資料3-7 環境基準達成状況(BOD及びCOD)

1 河川(BOD)

水域 統一 番号	類型指定水域名	環境基準 地点数	達成 指定 年度	達成 期間	類型	達成状況(年度)																		
						元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
1	石手川(甲)	2	49	口	C	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
2	石手川(乙)	2	49	ノ	AA	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
3	重信川(甲)	3	49	口	A	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
4	重信川(乙)	3	49	ノ	AA	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
5	脇川水域(甲)	10	50	口	A	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
6	脇川水域(乙)	1	50	ノ	AA	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
7	加茂川水域	3	51	ノ	AA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
8	中山川水域(甲)	2	51	ノ	AA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
9	中山川水域(乙)	1	51	ノ	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
10	広見川水域(甲)	2	51	ノ	AA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
11	広見川水域(乙)	1	51	ノ	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
12	三間川水域	1	51	ノ	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
13	三間川水域	2	52	ノ	AA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
14	仁淀川(甲)	4	52	ノ	AA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
15	仁淀川(乙)	1	52	ノ	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
16	養社川(甲)	2	53	ノ	AA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
17	養社川(乙)	1	53	ノ	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
18	岩松川	1	53	ノ	AA	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
達成水域数					—	1	6	8	12	14	14	14	14	14	14	14	14	15	14	14	15			
環境基準 地点数					(42)	6	12	15	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18		
達成率(%)					—	16.7	50	53.3	66.7	72.2	77.8	77.8	77.8	77.8	77.8	77.8	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3	83.3		

2 湖沼(COD)

水域 統一 番号	類型指定水域名	環境基準 地点数	達成 指定 年度	達成 期間	類型	達成状況(年度)																		
						元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
501	鹿野川湖	2	50	ノ	B	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
502	黒瀬ダム貯水池	1	51	ノ	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
503	柳瀬ダム貯水池	1	52	ノ	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
504	新宮ダム貯水池	1	52	ノ	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
505	面河ダム	1	52	ノ	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
達成水域数					—	1	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
環境基準 地点数					(6)	1	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
達成率(%)					—	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	

注) ○:環境基準を達成している水域 X:環境基準を達成していない水域

3 海域(COD)

水域統 一番号	類型指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	達成状況(年度)																																		
						50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
605	伊予三島・土居海域	A	イ	47	5	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○					
610	新居浜海域丙	A	ロ	47	6	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○						
615	西条海域丙	A	ロ	47	3	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×						
619	東予海域丙	A	イ	47	2	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×						
628	伊予灘(一般)	A	イ	49	29	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
631	宇和海(一般)	A	イ	49	33	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
632	嵯灘北西部	A	イ	49	5	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
636	嵯灘東部	A	ロ	49	3	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×						
608	沢津漁港	B	イ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
609	新居浜海域乙	B	ロ	47	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○						
612	東予港西条地区航路泊地乙	B	ロ	47	1	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○						
613	西条海域甲	B	ロ	47	1	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
617	東予海域甲	B	ロ	47	2	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○					
618	東予海域乙	B	ロ	47	1	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○					
620	河原津漁協	B	ロ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○					
622	三津内港(乙)	B	イ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
624	吉田浜船溜り(乙)	B	ロ	49	1	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
625	和気港	B	ロ	49	1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○					
626	松山外港	B	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
627	松前港	B	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
629	八幡浜港	B	ロ	49	1	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
630	宇和島港	B	ロ	49	2	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○					
635	三島・川之江地先海域(3)	B	ロ	13	2	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
638	三島・川之江地先海域(4)	B	ロ	13	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
606	新居浜港航路泊地	C	イ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
607	新居浜海域甲	C	ロ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
611	東予港西条地区航路泊地甲	C	イ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
616	東予港壬生川地区	C	イ	47	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
621	三津内港(甲)	C	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
623	吉田浜船溜り(甲)	C	ロ	49	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
633	伊予三島港	C	ロ	49	1	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
634	三島・川之江地先海域(1)	C	ロ	13	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
637	三島・川之江地先海域(2)	C	ロ	13	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
達成水域数					116	18	21	18	20	23	21	26	25	26	26	26	26	27	28	26	28	26	28	28	28	27	26	27	27	27	27	28	24	20	24	23	27	27	29	
類型指定水域数						31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	33	33	33	33
達成率(%)					—	58.1	67.7	58.1	64.5	74.2	67.7	83.9	80.6	83.9	83.9	83.9	83.9	87.1	90.3	83.9	90.3	83.9	90.3	90.3	90.3	87.1	83.9	87.1	87.1	87.1	90.3	77.4	64.5	72.7	69.7	81.8	81.8	87.9		

注) ○:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達成していない水域

資料3-8 環境基準達成状況(全窒素及び全燐)

海域(全窒素)

類型指定 水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基 準点数	達成状況(年度)										
					9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
燧灘東部	Ⅱ	イ	14	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘中西部	Ⅱ	イ	9	20	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘北西部	Ⅱ	イ	14	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊予灘一般	Ⅱ	イ	9	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宇和海一般	Ⅱ	イ	9	33	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数				(95)	5	4	3	5	5	5	5	5	5	5	5
類型指定水域数					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
達成率(%)				—	100	80	60	100	100	100	100	100	100	100	100

海域(全燐)

類型指定 水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基 準点数	達成状況(年度)										
					9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
燧灘東部	Ⅱ	イ	14	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘中西部	Ⅱ	イ	9	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燧灘北西部	Ⅱ	イ	14	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊予灘一般	Ⅱ	イ	9	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宇和海一般	Ⅱ	イ	9	33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数				(95)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
類型指定水域数					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
達成率(%)				—	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注) ○:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達していない水域

資料3-9 公共用水域水質測定結果地点別総括表 生活環境項目

水質名(河川名)	地点番号	地点名	河川	pH		DO(mg/L)		BOD ₅ (mg/L)		SS(mg/L)		大腸菌群数(MPN/100ml)			
				最小~最大	m / n	最小~最大	m / n	最小~最大	m / n	最小~最大	m / n	最小~最大	m / n		
				平均	%	平均	%	平均	%	平均	%	平均	%		
石手川(甲)	1-1	浅瀬橋	C	7.4 ~ 8.5	12 / 12	7.8 ~ 13	13 / 12	0.5 ~ 3.1	31 / 12	0.0 ~ 2.3	0 / 12	1 ~ 10	10 / 12	4	
石手川(乙)	1-2	市立橋	C	7.5 ~ 8.6	12 / 12	8.3 ~ 13	12 / 12	0.5 ~ 3.1	31 / 12	0.0 ~ 2.3	0 / 12	1 ~ 10	10 / 12	4	
石手川(甲)	1-3	市立橋	C	6.9 ~ 9.7	37 / 37	4.8 ~ 18	37 / 37	0.9 ~ 6.5	65 / 37	2.9 ~ 13	15 / 37	2 ~ 15	15 / 37	5	
石手川(乙)	2-1	若手川ダム	A	6.9 ~ 8.0	2 / 12	8.1 ~ 12	0 / 12	0.5 ~ 2.1	7 / 12	8.3	0.8	0.9	1	18	2
石手川(乙)	2-2	若手川ダム	A	7.1 ~ 8.7	2 / 12	8.1 ~ 12	0 / 12	0.5 ~ 2.1	7 / 12	5.8	1.2	1.4	1	18	3
重徳川(甲)	3-1	川口大橋	A	7.0 ~ 8.8	4 / 12	5.6 ~ 12	2 / 12	0.5 ~ 1.8	10 / 12	0.0	1.0	1.1	1	12	15000
重徳川(甲)	3-2	川口大橋	A	7.1 ~ 8.8	4 / 12	5.6 ~ 12	2 / 12	0.5 ~ 1.8	10 / 12	0.0	1.0	1.1	1	12	4300
重徳川(甲)	3-3	中川原橋	A	7.3 ~ 8.2	3 / 12	6.3 ~ 16	2 / 10	0.5 ~ 2.4	10 / 10	100.0	0.9	0.6	2	16	4800
重徳川(甲)	3-4	中川原橋	A	7.3 ~ 8.1	0 / 13	8.3 ~ 13	11 / 44	0.5 ~ 2.4	10 / 10	100.0	0.9	0.6	2	16	4800
重徳川(乙)	4-1	持志大橋	AA	7.0 ~ 9.1	12 / 12	6.4 ~ 12	2 / 12	0.5 ~ 0.9	0 / 12	0.0	0.6	0.5	1	4	1800
重徳川(乙)	4-2	持志大橋	AA	7.0 ~ 9.1	12 / 12	6.4 ~ 12	2 / 12	0.5 ~ 0.9	0 / 12	0.0	0.6	0.5	1	4	1800
小野川水産	202-1	若木橋	A	7.5 ~ 8.2	4 / 4	6.4 ~ 11	6.9	3.3	11 / 4	4.4	3.8	4.0	3	11	6900
内川水産	203-1	若木橋	A	7.7 ~ 10.0	4 / 4	6.4 ~ 11	6.9	3.3	11 / 4	4.4	3.8	4.0	3	11	13000
谷口川水産	204-1	若木橋	A	7.8 ~ 8.7	12 / 12	7.5 ~ 15	11 / 12	0.5 ~ 1.4	0 / 12	0.0	0.3	0.6	0.8	1.0	28000
旗川水産(甲)	5-1	成泉橋	A	7.6 ~ 7.9	0 / 24	7.7 ~ 14	0 / 24	0.5 ~ 1.3	0 / 24	0.0	0.7	0.6	1.3	0 / 24	1400
旗川水産(甲)	5-2	成泉橋	A	7.5 ~ 8.4	0 / 12	8.5 ~ 13	1 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	1.0	12	4800
旗川水産(甲)	5-3	成泉橋	A	7.5 ~ 8.6	12 / 12	7.5 ~ 13	1 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	1.0	12	4800
旗川水産(甲)	5-4	下手井橋	A	7.0 ~ 7.5	0 / 12	8.3 ~ 13	1 / 12	0.6 ~ 2.7	3 / 12	25.0	1.6	1.5	2	12	5400
旗川水産(甲)	5-5	生々橋	A	7.3 ~ 7.9	0 / 12	7.0 ~ 10.0	1 / 12	0.5 ~ 4.8	4 / 12	0.0	0.6	0.5	0.6	1.2	2800
旗川水産(甲)	5-6	折屋橋	A	7.5 ~ 7.9	0 / 12	8.2 ~ 12	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.6	0.5	0.6	1.2	2800
旗川水産(甲)	5-7	小田川	A	7.8 ~ 8.9	9 / 12	8.2 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 0.9	0 / 12	0.0	0.6	0.5	0.6	1.2	2800
旗川水産(甲)	5-8	小田川	A	7.8 ~ 8.9	9 / 12	8.2 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 0.9	0 / 12	0.0	0.6	0.5	0.6	1.2	2800
旗川水産(甲)	5-9	集積橋	A	7.8 ~ 8.4	0 / 12	8.6 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 2.0	0 / 12	0.0	0.8	0.7	0.9	1.2	9400
旗川水産(甲)	5-10	木和橋	A	7.7 ~ 7.9	6 / 6	7.6 ~ 10	6	0.7 ~ 0.8	6 / 6	0.6	0.8	0.8	1	3	2800
旗川水産(甲)	5-51	分三橋下	A	7.4 ~ 8.6	12 / 12	4.2 ~ 13	12 / 12	0.5 ~ 1.8	12 / 12	0.3	0.7	0.9	1	4	1200
旗川水産(甲)	5-52	分三橋	A	7.1 ~ 7.5	4 / 4	8.9 ~ 12	4	0.8 ~ 3.2	4 / 4	1.5	1.0	1.3	1	4	1100
旗川水産(甲)	5-53	長兵衛橋	A	7.8 ~ 8.0	6 / 6	7.6 ~ 10	6	0.8 ~ 1.3	6 / 6	0.6	0.6	1.0	3	8	4000
旗川水産(甲)	5-54	野村ダム下	A	7.6 ~ 7.8	8 / 8	7.6 ~ 10	8	0.8 ~ 1.3	8 / 8	0.6	0.6	1.0	3	8	4000
旗川水産(甲)	5-55	野村ダム上	A	7.6 ~ 7.8	8 / 8	7.6 ~ 10	8	0.8 ~ 1.3	8 / 8	0.6	0.6	1.0	3	8	4000
旗川水産(甲)	5-56	野村ダム下	A	7.6 ~ 7.8	8 / 8	7.6 ~ 10	8	0.8 ~ 1.3	8 / 8	0.6	0.6	1.0	3	8	4000
旗川水産(甲)	5-57	野村ダム上	A	7.6 ~ 7.8	8 / 8	7.6 ~ 10	8	0.8 ~ 1.3	8 / 8	0.6	0.6	1.0	3	8	4000
旗川水産(甲)	5-58	野村ダム上	A	7.6 ~ 7.8	8 / 8	7.6 ~ 10	8	0.8 ~ 1.3	8 / 8	0.6	0.6	1.0	3	8	4000
旗川水産(甲)	5-59	野村ダム上	A	7.6 ~ 7.8	8 / 8	7.6 ~ 10	8	0.8 ~ 1.3	8 / 8	0.6	0.6	1.0	3	8	4000
旗川水産(甲)	5-60	野村ダム上	A	7.6 ~ 7.8	8 / 8	7.6 ~ 10	8	0.8 ~ 1.3	8 / 8	0.6	0.6	1.0	3	8	4000
旗川水産(甲)	5-61	野村ダム上	A	7.6 ~ 7.8	8 / 8	7.6 ~ 10	8	0.8 ~ 1.3	8 / 8	0.6	0.6	1.0	3	8	4000
旗川水産(甲)	5-62	野村ダム上	A	7.6 ~ 7.8	8 / 8	7.6 ~ 10	8	0.8 ~ 1.3	8 / 8	0.6	0.6	1.0	3	8	4000
旗川水産(甲)	5-63	野村ダム上	A	7.6 ~ 7.8	8 / 8	7.6 ~ 10	8	0.8 ~ 1.3	8 / 8	0.6	0.6	1.0	3	8	4000
旗川水産(甲)	5-64	野村ダム上	A	7.6 ~ 7.8	8 / 8	7.6 ~ 10	8	0.8 ~ 1.3	8 / 8	0.6	0.6	1.0	3	8	4000
旗川水産(乙)	205-1	赤菜川	A	7.3 ~ 8.0	6 / 6	6.0 ~ 14	6	0.8 ~ 1.6	6 / 6	0.3	0.6	1.4	1	40	3500
旗川水産(乙)	205-2	赤菜川	A	7.3 ~ 8.0	6 / 6	6.0 ~ 14	6	0.8 ~ 1.6	6 / 6	0.3	0.6	1.4	1	40	3500
旗川水産(乙)	205-3	赤菜川	A	7.1 ~ 9.9	11 / 11	6.9 ~ 14	6	0.8 ~ 2.3	6 / 6	1.1	0.9	1.0	1	6	1400
旗川水産(乙)	205-4	赤菜川	A	7.1 ~ 9.9	11 / 11	6.9 ~ 14	6	0.8 ~ 2.3	6 / 6	1.1	0.9	1.0	1	6	1400
旗川水産(乙)	205-5	赤菜川	A	7.8 ~ 8.4	0 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.5	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-6	赤菜川	A	7.7 ~ 8.7	12 / 12	8.6 ~ 12	0 / 12	0.5 ~ 1.5	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-7	赤菜川	A	7.5 ~ 8.0	12 / 12	8.0 ~ 12	0 / 12	0.5 ~ 1.5	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-8	赤菜川	A	7.6 ~ 7.9	12 / 12	8.9 ~ 12	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-9	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-10	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-11	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-12	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-13	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-14	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-15	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-16	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-17	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-18	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-19	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-20	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-21	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-22	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-23	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-24	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-25	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-26	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-27	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-28	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-29	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-30	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-31	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙)	205-32	赤菜川	A	7.7 ~ 8.2	12 / 12	8.8 ~ 14	0 / 12	0.5 ~ 1.2	0 / 12	0.0	0.7	0.6	0.8	1.2	2000
旗川水産(乙															

海域 1-1

水名(河川名)		地点名	地点経緯番号	期	pH		DO(mg/L)		COD(mg/L)		日間平均値			窒素(mg/L)		大腸菌数(CFU/100mL)																						
				種別	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	最小	最大	平均	75%	最小	最大	平均																					
伊予三島半島域	水名(河川名)	伊予三島半島域		A	1	81	83	0	12	5.4	10	2	12	8.2	15	21	2	12	16.7	18	20	ND	0	4	<	1.8	~	~	17	0	4	9.1						
		伊予三島半島域		A	1	81	83	0	12	6.0	10	3	12	8.3	14	20	0	12	0	12	0	18	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	17	0	4	6.3				
		伊予三島半島域		A	1	81	83	0	12	6.3	10	3	12	8.2	12	38	1	12	0	12	8.3	18	17	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	13	0	4	5.3			
		伊予三島半島域		A	1	81	83	0	12	6.5	10	5	24	8.4	1	21	1	24	15	20	0	12	0	17	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	23	0	4	7.2		
		伊予三島半島域		A	1	81	83	0	12	6.3	10	6	24	8.3	14	21	1	24	15	20	0	12	0	17	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	1.9		
		伊予三島半島域		A	1	81	82	0	12	6.3	10	10	24	8.2	13	38	0	24	14	18	0	12	0	17	18	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	1.9	
		伊予三島半島域		A	1	79	86	1	12	6.3	10	10	24	8.2	13	38	0	24	14	18	0	12	0	17	18	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	1.9	
		伊予三島半島域		A	1	80	83	0	12	6.5	10	0	24	8.2	13	38	0	24	14	18	0	12	0	17	18	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	1.9	
		伊予三島半島域		A	1	80	83	0	12	6.5	10	0	24	8.2	13	38	0	24	14	18	0	12	0	17	18	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	1.9	
		伊予三島半島域		A	1	81	84	1	12	6.5	10	0	24	8.5	13	38	0	24	14	18	0	12	0	17	18	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	1.9	
		伊予三島半島域		A	1	81	83	0	12	6.4	10	0	24	8.5	13	38	0	24	14	18	0	12	0	17	18	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	1.9	
		伊予三島半島域		A	1	81	83	0	12	6.7	10	4	24	8.4	13	38	0	24	14	18	0	12	0	17	18	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	1.8	
		伊予三島半島域		A	1	81	84	2	24	6.0	9.9	6	24	8.4	13	38	0	24	14	18	0	12	0	17	18	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	1.8	
		伊予三島半島域		A	1	81	83	0	12	6.1	9.3	0	24	8.0	16	33	0	24	17	22	0	12	0	17	18	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	1.9	
		伊予三島半島域		A	1	81	83	0	12	6.0	9.4	0	24	7.8	17	24	0	24	17	22	0	12	0	17	18	19	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	1.9	
		伊予三島半島域		A	1	81	85	4	24	7.7	9.8	0	24	8.8	13	29	7	24	16	25	5	12	0	20	19	22	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	5.2	
		伊予三島半島域		A	1	81	85	4	24	6.9	9.6	1	24	8.6	14	24	7	24	15	23	2	12	16.7	19	19	22	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	5.2	
		伊予三島半島域		A	1	81	85	4	24	6.9	9.6	6	24	8.3	14	24	7	24	15	23	2	12	16.7	19	19	22	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	5.2	
		伊予三島半島域		A	1	81	83	0	12	6.4	9.8	5	24	8.1	13	23	7	24	15	23	2	12	25.0	19	19	22	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	7.6	
		伊予三島半島域		A	1	81	84	2	24	7.8	9.8	0	24	8.5	14	27	9	24	15	25	5	12	41.7	20	19	22	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	7.6	
		伊予三島半島域		A	1	80	82	0	12	7.5	9.8	0	24	7.8	19	35	0	24	20	35	0	12	0	25	24	27	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	7.6	
		伊予三島半島域		A	1	81	84	1	12	7.5	9.4	0	24	7.8	17	28	0	24	18	27	0	12	0	21	20	22	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	7.6	
		伊予三島半島域		A	1	80	83	0	12	4.4	9.6	1	12	7.8	15	28	0	24	18	27	0	12	0	21	20	22	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	7.6	
		伊予三島半島域		A	1	80	83	0	12	6.9	9.8	5	24	8.2	15	26	7	24	16	26	3	12	25.0	20	19	22	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	4.3	
		伊予三島半島域		A	1	81	85	2	24	7.3	9.9	2	24	8.5	13	30	11	24	18	26	4	12	33.3	21	20	22	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	4.7	
		伊予三島半島域		A	1	81	85	2	24	7.7	9.2	2	12	7.2	17	27	4	0	24	17	29	6	12	50.0	21	21	25	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	4.7
		伊予三島半島域		A	1	80	84	1	12	4.5	9.2	0	24	7.0	17	27	4	0	24	16	26	0	12	0	21	19	22	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	4.7
		伊予三島半島域		A	1	79	81	0	12	4.9	8.8	0	24	7.0	17	27	4	0	24	16	26	0	12	0	21	19	22	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	4.7
		伊予三島半島域		A	1	80	84	1	12	6.0	9.3	0	24	7.6	14	33	1	24	16	26	0	12	0	25	24	26	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	4.7	
		伊予三島半島域		A	1	80	82	0	12	6.2	9.2	0	24	7.6	11	27	0	24	13	23	0	12	0	25	24	26	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	4.7	
		伊予三島半島域		A	1	81	82	0	12	6.2	9.2	0	24	7.6	11	27	0	24	13	23	0	12	0	25	24	26	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	4.7	
		伊予三島半島域		A	1	79	82	0	12	6.4	9.3	0	24	7.7	12	46	3	24	13	23	0	12	0	25	24	26	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	4.7	
		伊予三島半島域		A	1	80	82	0	12	6.4	9.3	0	24	7.7	12	46	3	24	13	23	0	12	0	25	24	26	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	4.7	
		伊予三島半島域		A	1	80	82	0	12	6.3	9.3	0	24	7.7	12	46	3	24	13	23	0	12	0	25	24	26	ND	0	4	<	1.8	~	~	20	0	4	4.7	
伊予三島半島域		A	1	82	8.3	0	8	7.5	9.0	0	8	8.1	12	22	18	0	8	13	1.7	0	4	0.0	15	15	16	ND	0	2	<	1.8	~	~	20	0	2	1.9		
伊予三島半島域		A	1	82	8.3	0	8	7.2	9.3	3	8	8.1	12	22	18	0	8	13	1.7	0	4	0.0	15	15	15	16	ND	0	2	<	1.8	~	~	20	0	2	1.9	
伊予三島半島域		A	1	82	8.3	0	8	7.4	9.2	1	8	8.2	13	17	0	8	13	1.7	0	4	0.0	15	15	15	15	16	ND	0	2	<	1.8	~	~	20	0	2	1.8	
伊予三島半島域		A	1	82	8.3	0	8	7.3	9.1	1	8	8.2	13	17	0	8	13	1.6	0	4	0.0	15	15	15	15	15	16	ND	0	2	<	1.8	~	~	20	0	2	1.8
伊予三島半島域		A	1	82	8.3	0	8	7.1	9.0	4	8	8.1	12	22	18	0	8	13	1.7	0	4	0.0	15	15	15	15	16	ND	0	2	<	1.8	~	~	20	0	2	1.8
伊予三島半島域		A	1	82	8.3	0	8	7.2	9.1	2	8	8.1	12	22	18	0	8	13	1.7	0	4	0.0	15	15	15	15	16	ND	0	2	<	1.8	~	~	20	0	2	1.8
伊予三島半島域		A	1	82	8.2	0	12	6.6	8.6	6	12	7.7	10	17	0	12	11	18	0	6	0.0	14	14	15	16	ND	0	6	<	2.0	~	~	48	0	6	19		
伊予三島半島域		A	1	81	82	0	12	6.5	8.6	6	12	7.7	10	17	0	12	11	18	0	6	0.0	14	14	15	16	ND												

ウ 海域 1-2

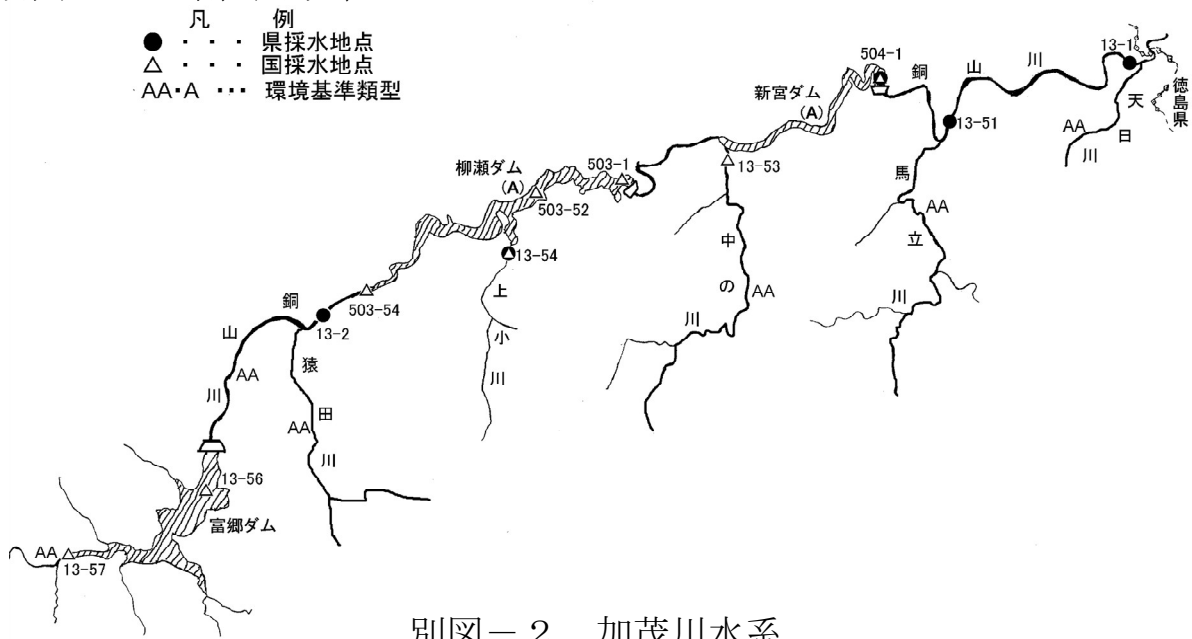
水産名(市町村)	地名	地点統一号	類型	層	pH			DO(mg/L)			COD(mg/L)			BOD(mg/L)					濁度(NP/100m)													
					最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	x/y	%	7月値	中央値	平均	最小	最大											
八咫塔	八咫塔・椀内浦域ST-5	629-01	B	日	8.0	~	8.2	0	/	8.4	~	10	0	/	8.1	0.9	~	1.7	0	/	8	ND	0	/	2							
李和港	李和港・椀内浦域ST-1	630-01	B	日	7.9	~	8.2	2	/	8.3	~	9.2	0	/	7.9	0	~	3.3	1	/	4	25.0	1.8	1.5	2.0	ND	0	/	2			
李和港	李和港・椀内浦域ST-2	630-02	B	日	7.9	~	8.2	0	/	8.2	~	11	0	/	8.7	1.3	~	3.1	1	/	8	ND	0	/	2							
三向浦	三向浦・椀内浦域ST-1	631-01	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.7	~	11	0	/	8.6	0.9	~	1.6	0	/	4	0.0	1.3	1.3	1.3	ND	0	/	2		1.9	
李和港(一般)	李和港・椀内浦域ST-2	631-02	A	日	8.0	~	8.2	0	/	8.7	~	10	0	/	8.2	1.0	~	1.7	0	/	4	0.0	1.3	1.3	1.5	ND	0	/	2		1.8	
李和港(一般)	伊予浦域ST-1	631-03	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.8	~	9.2	3	/	8.1	0	~	1.7	0	/	4	0.0	1.3	1.4	1.4	ND	0	/	2		1.8	
李和港(一般)	伊予浦域ST-2	631-04	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	9.3	2	/	8.0	0.9	~	1.6	0	/	4	0.0	1.4	1.4	1.6	ND	0	/	2		2.0	
李和港(一般)	伊予浦域ST-3	631-05	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	9.3	2	/	8.0	0.9	~	1.6	0	/	4	0.0	1.4	1.4	1.4	ND	0	/	2		2.0	
李和港(一般)	八幡浜・椀内浦域ST-1	631-06	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	9.3	2	/	8.1	1.0	~	1.6	0	/	4	0.0	1.3	1.4	1.4	ND	0	/	2		2.0	
李和港(一般)	八幡浜・椀内浦域ST-2	631-07	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	9.3	2	/	8.2	1.0	~	1.7	0	/	4	0.0	1.3	1.3	1.4	ND	0	/	2		1.8	
李和港(一般)	八幡浜・椀内浦域ST-3	631-08	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	9.3	2	/	8.2	1.0	~	1.7	0	/	4	0.0	1.4	1.4	1.6	ND	0	/	2		1.8	
李和港(一般)	八幡浜・椀内浦域ST-4	631-09	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	9.3	2	/	8.2	1.0	~	1.7	0	/	4	0.0	1.4	1.4	1.6	ND	0	/	2		1.8	
李和港(一般)	八幡浜・椀内浦域ST-5	631-10	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	9.3	2	/	8.2	1.0	~	1.7	0	/	4	0.0	1.4	1.4	1.6	ND	0	/	2		1.8	
李和港(一般)	八幡浜・椀内浦域ST-6	631-11	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	9.3	2	/	8.2	1.0	~	1.7	0	/	4	0.0	1.4	1.4	1.6	ND	0	/	2		1.8	
李和港(一般)	三浦浦域ST-1	631-12	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	9.3	2	/	8.4	1.2	~	1.9	0	/	4	0.0	1.6	1.6	1.6	ND	0	/	2		4.3	
李和港(一般)	三浦浦域ST-2	631-13	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	9.3	2	/	8.4	1.2	~	1.9	0	/	4	0.0	1.5	1.5	1.6	ND	0	/	2		4.3	
李和港(一般)	三浦浦域ST-3	631-14	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	9.3	2	/	8.3	1.2	~	1.7	0	/	4	0.0	1.4	1.4	1.5	ND	0	/	2		4.3	
李和港(一般)	三浦浦域ST-4	631-15	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	9.3	2	/	8.3	1.2	~	1.7	0	/	4	0.0	1.4	1.4	1.5	ND	0	/	2		4.3	
李和港(一般)	明浜浦域ST-1	631-16	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.7	~	11	2	/	8.7	0.9	~	1.5	0	/	4	0.0	1.4	1.4	1.7	ND	0	/	2		1.9	
李和港(一般)	明浜浦域ST-2	631-17	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	11	2	/	8.7	0.9	~	1.5	0	/	4	0.0	1.3	1.2	1.2	ND	0	/	2		1.9	
李和港(一般)	明浜浦域ST-3	631-18	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.7	~	11	2	/	8.7	0.9	~	1.5	0	/	4	0.0	1.3	1.2	1.2	ND	0	/	2		1.9	
李和港(一般)	明浜浦域ST-4	631-19	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	11	2	/	8.7	0.9	~	1.5	0	/	4	0.0	1.3	1.2	1.2	ND	0	/	2		1.9	
李和港(一般)	吉田浦域ST-1	631-20	A	日	8.0	~	8.3	0	/	8.5	~	8.8	4	/	8.7	0.9	~	2.5	3	/	8	10	2.3	2.1	2.2	ND	0	/	2		8.0	
李和港(一般)	吉田浦域ST-2	631-21	A	日	8.0	~	8.3	0	/	8.5	~	8.8	4	/	8.7	0.9	~	2.5	3	/	8	10	2.3	2.1	2.2	ND	0	/	2		8.0	
李和港(一般)	吉田浦域ST-3	631-22	A	日	8.0	~	8.3	0	/	8.5	~	8.8	4	/	8.7	0.9	~	2.5	3	/	8	10	2.3	2.1	2.2	ND	0	/	2		8.0	
李和港(一般)	吉田浦域ST-4	631-23	A	日	8.0	~	8.3	0	/	8.5	~	8.8	4	/	8.7	0.9	~	2.5	3	/	8	10	2.3	2.1	2.2	ND	0	/	2		8.0	
李和港(一般)	李和港・海島浦域ST-1	631-24	A	日	7.9	~	8.3	0	/	8.6	~	8.5	4	/	8.7	0.9	~	2.9	1	/	8	10	2.4	2.1	2.1	ND	0	/	2		4.8	
李和港(一般)	李和港・海島浦域ST-2	631-25	A	日	7.9	~	8.3	0	/	8.6	~	8.5	4	/	8.7	0.9	~	2.9	1	/	8	10	2.4	2.1	2.1	ND	0	/	2		4.8	
李和港(一般)	李和港・海島浦域ST-3	631-26	A	日	7.9	~	8.3	0	/	8.6	~	8.5	4	/	8.7	0.9	~	2.9	1	/	8	10	2.4	2.1	2.1	ND	0	/	2		4.8	
李和港(一般)	李和港・海島浦域ST-4	631-27	A	日	8.2	~	8.4	1	/	8.7	~	8.8	2	/	8.6	0.9	~	1.8	0	/	4	0.0	1.3	1.2	1.2	ND	0	/	2		35	
李和港(一般)	内海・柳井浦域ST-1	631-28	A	日	8.1	~	8.4	1	/	8.6	~	8.8	3	/	8.7	0.9	~	1.8	0	/	4	0.0	1.3	1.2	1.2	ND	0	/	2		35	
李和港(一般)	内海・柳井浦域ST-2	631-29	A	日	8.1	~	8.4	1	/	8.6	~	8.8	3	/	8.7	0.9	~	1.8	0	/	4	0.0	1.3	1.2	1.2	ND	0	/	2		35	
李和港(一般)	内海・柳井浦域ST-3	631-30	A	日	8.1	~	8.4	1	/	8.6	~	8.8	3	/	8.7	0.9	~	1.8	0	/	4	0.0	1.3	1.2	1.2	ND	0	/	2		35	
李和港(一般)	内海・柳井浦域ST-4	631-31	A	日	8.1	~	8.4	1	/	8.6	~	8.8	3	/	8.7	0.9	~	1.8	0	/	4	0.0	1.3	1.2	1.2	ND	0	/	2		35	
李和港(一般)	内海・柳井浦域ST-5	631-32	A	日	8.1	~	8.4	1	/	8.6	~	8.8	3	/	8.7	0.9	~	1.8	0	/	4	0.0	1.3	1.2	1.2	ND	0	/	2		35	
李和港(一般)	内海・柳井浦域ST-6	631-33	A	日	8.1	~	8.4	1	/	8.6	~	8.8	3	/	8.7	0.9	~	1.8	0	/	4	0.0	1.3	1.2	1.2	ND	0	/	2		35	
李和港(一般)	内海・柳井浦域ST-7	631-34	A	日	8.1	~	8.4	1	/	8.6	~	8.8	3	/	8.7	0.9	~	1.8	0	/	4	0.0	1.3	1.2	1.2	ND	0	/	2		35	
李和港(一般)	三向浦域ST-1	631-35	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	8.9	11	2	/	8.6	0.8	~	1.6	0	/	4	0.0	1.2	1.1	1.2	ND	0	/	2		4.8
李和港(一般)	三向浦域ST-2	631-36	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	8.9	11	2	/	8.6	0.8	~	1.6	0	/	4	0.0	1.2	1.1	1.2	ND	0	/	2		4.8
李和港(一般)	三向浦域ST-3	631-37	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	8.9	11	2	/	8.6	0.8	~	1.6	0	/	4	0.0	1.2	1.1	1.2	ND	0	/	2		4.8
李和港(一般)	三向浦域ST-4	631-38	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	8.9	11	2	/	8.6	0.8	~	1.6	0	/	4	0.0	1.2	1.1	1.2	ND	0	/	2		4.8
李和港(一般)	三向浦域ST-5	631-39	A	日	8.1	~	8.2	0	/	8.6	~	8.9	11	2	/	8.6	0.8	~	1.6	0	/	4	0.0	1.2	1.1	1.2	ND	0	/	2		4.8
三浦(一般)	三浦浦域ST-1	632-01	A	日	8.1	~	8.3	0	/	8.6	~	8.5	2	/	8.7	0.9	~	2.0	0	/	8	0.9	1.5	0	1.0	1.0	ND	0	/	2		4.8
三浦(一般)	三浦浦域ST-2	632-02	A	日	8.1	~	8.3	0	/	8.6	~	8.5	2	/	8.7	0.9	~	2.0	0	/	8	0.9	1.5	0	1.0	1.0	ND	0	/	2		4.8
三浦(一般)	三浦浦域ST-3	632-03	A	日	8.1	~	8.3	0	/	8.6	~	8.5	2	/	8.7	0.9	~	2.0	0	/	8	0.9	1.5	0	1.0	1.0	ND	0	/	2		4.8
三浦(一般)	三浦浦域ST-4	632-04	A	日	8.1	~	8.3	0	/	8.6	~	8.5	2	/	8.7	0.9																

資料3-10 公共用水域水質測定結果地点別総括表 生活環境項目(全窒素及び全燐)

海域名	地点名	地点統一番号	類型	達成期間	調査区分	採取水深	全窒素(mg/l)			海域平均	全燐(mg/l)			海域平均			
							最小~最大	m / n	平均		最小~最大	m / n	平均				
							年間	表層			年間	表層					
燧灘東部	伊予三島・川之江海域ST-1	636-1	II	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.28	0 / 12	0.16	0.19	0.011 ~ 0.024	0 / 12	0.016	0.018			
	伊予三島・川之江海域ST-3	636-2	II	イ	年間	表層	0.14 ~ 0.43	3 / 12	0.23		0.009 ~ 0.033	1 / 12	0.021				
	伊予三島・川之江海域ST-8	636-3	II	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.27	0 / 12	0.19		0.010 ~ 0.024	0 / 12	0.016				
燧灘中西部	土居海域ST-1	605-1	II	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.28	0 / 12	0.22	0.24	0.010 ~ 0.028	0 / 12	0.018	0.020			
	土居海域ST-2	605-2	II	イ	年間	表層	0.16 ~ 0.35	1 / 12	0.22		0.010 ~ 0.029	0 / 12	0.018				
	土居海域ST-3	605-3	II	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.31	1 / 12	0.19		0.009 ~ 0.071	1 / 12	0.021				
	土居海域ST-4	605-4	II	イ	年間	表層	0.15 ~ 0.38	1 / 12	0.22		0.010 ~ 0.043	1 / 12	0.018				
	土居海域ST-5	605-5	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.26	0 / 12	0.17		0.010 ~ 0.033	1 / 12	0.017				
	土居海域ST-6	605-6	II	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.24	0 / 12	0.17		0.007 ~ 0.028	0 / 12	0.018				
	新居浜海域ST-1	610-1	II	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.25	0 / 12	0.19		0.009 ~ 0.034	1 / 12	0.018				
	新居浜海域ST-2	610-2	II	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.31	1 / 12	0.19		0.012 ~ 0.032	1 / 12	0.020				
	新居浜海域ST-3	610-3	II	イ	年間	表層	0.15 ~ 0.34	3 / 12	0.24		0.015 ~ 0.037	3 / 12	0.024				
	新居浜海域ST-4	610-4	II	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.30	0 / 12	0.24		0.012 ~ 0.029	0 / 12	0.020				
	新居浜海域ST-6	610-5	II	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.29	0 / 12	0.19		0.010 ~ 0.025	0 / 12	0.017				
	新居浜海域ST-12	610-6	II	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.25	0 / 12	0.18		0.010 ~ 0.026	0 / 12	0.016				
	新居浜海域ST-14	610-7	II	イ	年間	表層	0.09 ~ 0.28	0 / 12	0.18		0.008 ~ 0.025	0 / 12	0.016				
	西条海域ST-2	615-1	II	イ	年間	表層	0.16 ~ 0.60	6 / 12	0.32		0.010 ~ 0.029	0 / 12	0.019				
	西条海域ST-3	615-2	II	イ	年間	表層	0.18 ~ 0.56	8 / 12	0.34		0.016 ~ 0.037	3 / 12	0.026				
	西条海域ST-7	615-3	II	イ	年間	表層	0.17 ~ 0.87	6 / 12	0.34		0.016 ~ 0.032	3 / 12	0.025				
	西条海域ST-8	615-4	II	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.61	3 / 12	0.25		0.010 ~ 0.033	1 / 12	0.019				
	東予海域ST-1	619-1	II	イ	年間	表層	0.19 ~ 0.69	9 / 12	0.36		0.011 ~ 0.036	3 / 12	0.026				
	東予海域ST-5	619-2	II	イ	年間	表層	0.14 ~ 0.47	5 / 12	0.27		0.010 ~ 0.038	1 / 12	0.022				
	東予海域ST-8	619-3	II	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.46	3 / 12	0.24		0.012 ~ 0.027	0 / 12	0.020				
	燧灘北西部	今治海域ST-1	632-1	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.36	2 / 12		0.21	0.20	0.016 ~ 0.052		1 / 12	0.025	0.019
		今治海域ST-2	632-2	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.32	1 / 12		0.18		0.008 ~ 0.023		0 / 12	0.017	
		今治海域ST-3	632-3	II	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.35	1 / 12		0.20		0.013 ~ 0.024		0 / 12	0.019	
		今治海域ST-4	632-4	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.24	0 / 12		0.18		0.012 ~ 0.024		0 / 12	0.018	
今治海域ST-5		632-5	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.41	2 / 12	0.21	0.012 ~ 0.025	0 / 12		0.017				
伊予灘一般	波方・大西・菊間海域ST-1	628-1	II	イ	年間	表層	0.20 ~ 0.29	0 / 4	0.23	0.17	0.012 ~ 0.022	0 / 4	0.016	0.018			
	波方・大西・菊間海域ST-2	628-2	II	イ	年間	表層	0.15 ~ 0.22	0 / 4	0.18		0.015 ~ 0.022	0 / 4	0.019				
	波方・大西・菊間海域ST-3	628-3	II	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.24	0 / 4	0.20		0.013 ~ 0.025	0 / 4	0.018				
	波方・大西・菊間海域ST-4	628-4	II	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.21	0 / 4	0.17		0.010 ~ 0.022	0 / 4	0.017				
	波方・大西・菊間海域ST-5	628-5	II	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.22	0 / 4	0.19		0.013 ~ 0.022	0 / 4	0.017				
	波方・大西・菊間海域ST-6	628-6	II	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.27	0 / 4	0.19		0.013 ~ 0.021	0 / 4	0.017				
	波方・大西・菊間海域ST-7	628-30	II	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.30	0 / 4	0.22		0.008 ~ 0.021	0 / 4	0.016				
	北条海域ST-1	628-7	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.17	0 / 6	0.13		0.015 ~ 0.027	0 / 6	0.020				
	北条海域ST-2	628-8	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.18	0 / 6	0.13		0.016 ~ 0.025	0 / 6	0.020				
	北条海域ST-3	628-9	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.17	0 / 6	0.12		0.015 ~ 0.024	0 / 6	0.020				
	北条海域ST-4	628-31	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.19	0 / 6	0.13		0.015 ~ 0.027	0 / 6	0.020				
	松山海域ST-1	628-10	II	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.16	0 / 6	0.13		0.020 ~ 0.027	0 / 6	0.023				
	松山海域ST-3	628-11	II	イ	年間	表層	0.09 ~ 0.19	0 / 6	0.13		0.017 ~ 0.030	0 / 6	0.022				
	松山海域ST-4	628-12	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.16	0 / 6	0.12		0.017 ~ 0.025	0 / 6	0.021				
	松山海域ST-7	628-13	II	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.23	0 / 6	0.15		0.018 ~ 0.025	0 / 6	0.022				
	松山海域ST-11	628-14	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.21	0 / 6	0.15		0.017 ~ 0.032	1 / 6	0.024				
	松山海域ST-12	628-15	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.17	0 / 6	0.13		0.017 ~ 0.026	0 / 6	0.021				
	松山海域ST-13	628-16	II	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.27	0 / 6	0.17		0.017 ~ 0.028	0 / 6	0.023				
	松前海域ST-1	628-17	II	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.29	0 / 4	0.17		0.015 ~ 0.049	1 / 4	0.026				
	松前海域ST-2	628-18	II	イ	年間	表層	0.17 ~ 0.32	1 / 4	0.23		0.011 ~ 0.035	1 / 4	0.021				
	伊予海域ST-1	628-19	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.22	0 / 4	0.16		0.012 ~ 0.020	0 / 4	0.016				
	伊予海域ST-2	628-20	II	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.22	0 / 4	0.16		0.012 ~ 0.021	0 / 4	0.016				
	伊予海域ST-3	628-32	II	イ	年間	表層	0.09 ~ 0.12	0 / 4	0.11		0.011 ~ 0.020	0 / 4	0.015				
	双海海域ST-1	628-21	II	イ	年間	表層	0.09 ~ 0.27	0 / 4	0.16		0.011 ~ 0.020	0 / 4	0.014				
	双海海域ST-2	628-22	II	イ	年間	表層	0.08 ~ 0.19	0 / 4	0.15		0.010 ~ 0.019	0 / 4	0.013				
	長浜海域ST-1	628-23	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.21	0 / 4	0.16		0.011 ~ 0.024	0 / 4	0.017				
	長浜海域ST-2	628-24	II	イ	年間	表層	0.11 ~ 0.31	1 / 4	0.22		0.011 ~ 0.019	0 / 4	0.015				
	長浜海域ST-3	628-25	II	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.23	0 / 4	0.18		0.011 ~ 0.019	0 / 4	0.016				
	長浜海域ST-4	628-26	II	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.21	0 / 4	0.17		0.011 ~ 0.029	0 / 4	0.018				
	長浜海域ST-5	628-33	II	イ	年間	表層	0.14 ~ 0.21	0 / 4	0.19		0.012 ~ 0.021	0 / 4	0.017				
	伊方海域ST-1	628-27	II	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.29	0 / 4	0.20		0.012 ~ 0.022	0 / 4	0.015				
	三崎海域ST-1	628-29	II	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.19	0 / 4	0.16		0.010 ~ 0.017	0 / 4	0.014				
	瀬戸海域ST-1	628-28	II	イ	年間	表層	0.17 ~ 0.34	2 / 4	0.26		0.013 ~ 0.021	0 / 4	0.017				
	瀬戸海域ST-3	628-34	II	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.31	1 / 4	0.19		0.011 ~ 0.019	0 / 4	0.014				
	宇和海一般	伊方海域ST-2	631-3	II	イ	年間	表層	0.14 ~ 0.23	0 / 4		0.20	0.22	0.009 ~ 0.022		0 / 4	0.014	0.019
		伊方海域ST-3	631-4	II	イ	年間	表層	0.18 ~ 0.27	0 / 4		0.23		0.014 ~ 0.030		0 / 4	0.019	
		伊方海域ST-4	631-5	II	イ	年間	表層	0.17 ~ 0.36	1 / 4		0.23		0.011 ~ 0.033		1 / 4	0.020	
三崎海域ST-2		631-1	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.23	0 / 4	0.17	0.012 ~ 0.019	0 / 4		0.016				
三崎海域ST-3		631-34	II	イ	年間	表層	0.15 ~ 0.32	1 / 4	0.22	0.009 ~ 0.017	0 / 4		0.014				
瀬戸海域ST-2		631-2	II	イ	年間	表層	0.17 ~ 0.21	0 / 4	0.20	0.010 ~ 0.018	0 / 4		0.016				
八幡浜・保内海域ST-1		631-6	II	イ	年間	表層	0.18 ~ 0.26	0 / 4	0.23	0.016 ~ 0.041	1 / 4		0.024				
八幡浜・保内海域ST-2		631-7	II	イ	年間	表層	0.19 ~ 0.35	1 / 4	0.26	0.013 ~ 0.036	1 / 4		0.021				
八幡浜・保内海域ST-3		631-8	II	イ	年間	表層	0.19 ~ 0.22	0 / 4	0.21	0.013 ~ 0.027	0 / 4		0.019				
八幡浜・保内海域ST-4		631-9	II	イ	年間	表層	0.16 ~ 0.36	1 / 4	0.22	0.014 ~ 0.026	0 / 4		0.019				
八幡浜・保内海域ST-6		631-10	II	イ	年間	表層	0.20 ~ 0.29	0 / 4	0.24	0.018 ~ 0.032	1 / 4		0.023				
八幡浜・保内海域ST-7		631-35	II	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.24	0 / 4	0.19	0.010 ~ 0.022	0 / 4		0.014				
三瓶海域ST-1		631-11	II	イ	年間	表層	0.14 ~ 0.40	1 / 4	0.25	0.014 ~ 0.025	0 / 4		0.019				
三瓶海域ST-2		631-12	II	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.30	0 / 4	0.22	0.016 ~ 0.027	0 / 4		0.020				
三瓶海域ST-3		631-13	II	イ	年間	表層	0.17 ~ 0.28	0 / 4	0.21	0.015 ~ 0.027	0 / 4		0.020				
明浜海域ST-1		631-14	II	イ	年間	表層	0.10 ~ 0.32	1 / 4	0.18	0.010 ~ 0.021	0 / 4		0.014				
明浜海域ST-2		631-15	II	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.24	0 / 4	0.17	0.010 ~ 0.021	0 / 4		0.015				
明浜海域ST-3		631-16	II	イ	年間	表層	0.12 ~ 0.30	0 / 4	0.21	0.010 ~ 0.026	0 / 4		0.017				
明浜海域ST-4		631-17	II	イ	年間	表層	0.15 ~ 0.25	0 / 4	0.19	0.011 ~ 0.024	0 / 4		0.016				
吉田海域ST-1		631-18	II	イ	年間	表層	0.17 ~ 0.30	0 / 4	0.24	0.014 ~ 0.040	1 / 4		0.022				
吉田海域ST-2		631-19	II	イ	年間	表層	0.18 ~ 0.33	2 / 4	0.26	0.009 ~ 0.027	0 / 4		0.020				
吉田海域ST-3		631-20	II	イ	年間	表層	0.25 ~ 0.30	0 / 4	0.27	0.012 ~ 0.038	1 / 4		0.024				
宇和島海域ST-3		631-21	II	イ	年間	表層	0.28 ~ 0.36	3 / 4	0.33	0.028 ~ 0.049	3 / 4		0.038				
宇和島海域ST-4		631-22	II	イ	年間	表層	0.15 ~ 0.35	1 / 4	0.25	0.014 ~ 0.038	1 / 4		0.024				
宇和島海域ST-5		631-36	II	イ	年間	表層	0.13 ~ 0.38	1 / 4	0.22	0.007 ~ 0.022	0 /						

資料3-11 水質調査地点図

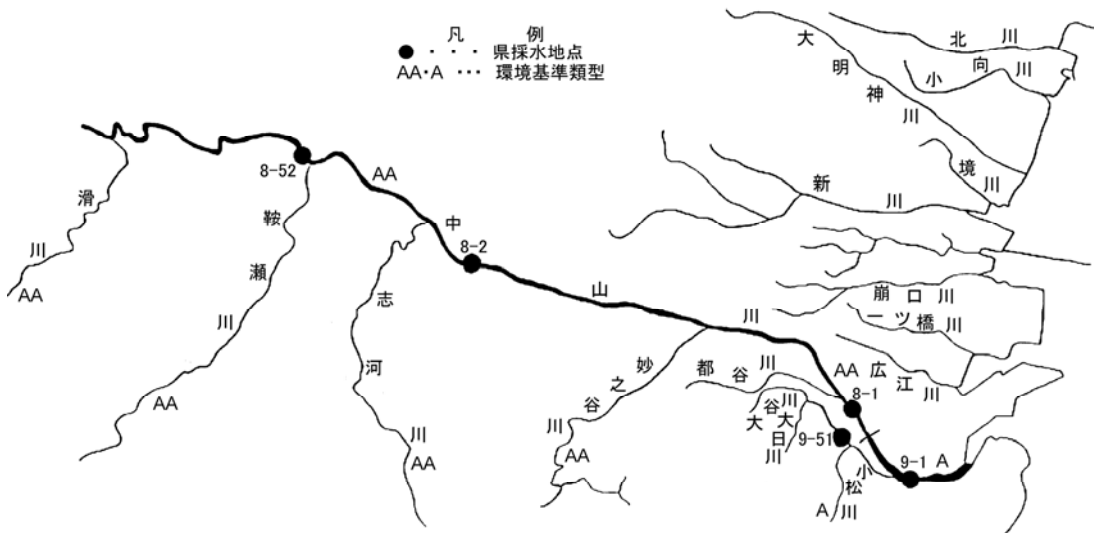
別図-1 銅山川水系



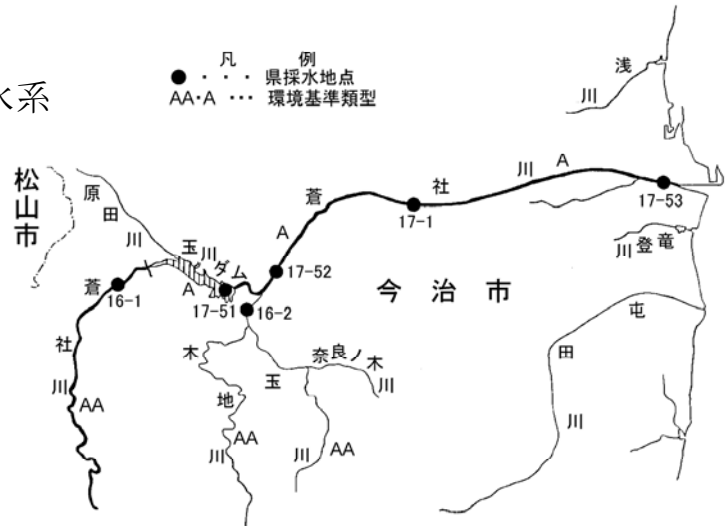
別図-2 加茂川水系



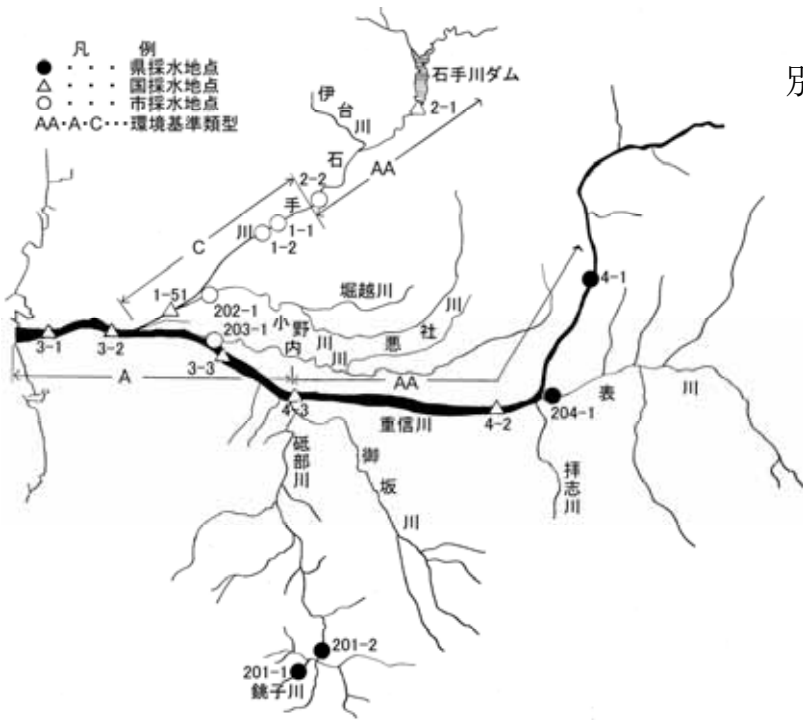
別図-3 中山川水系



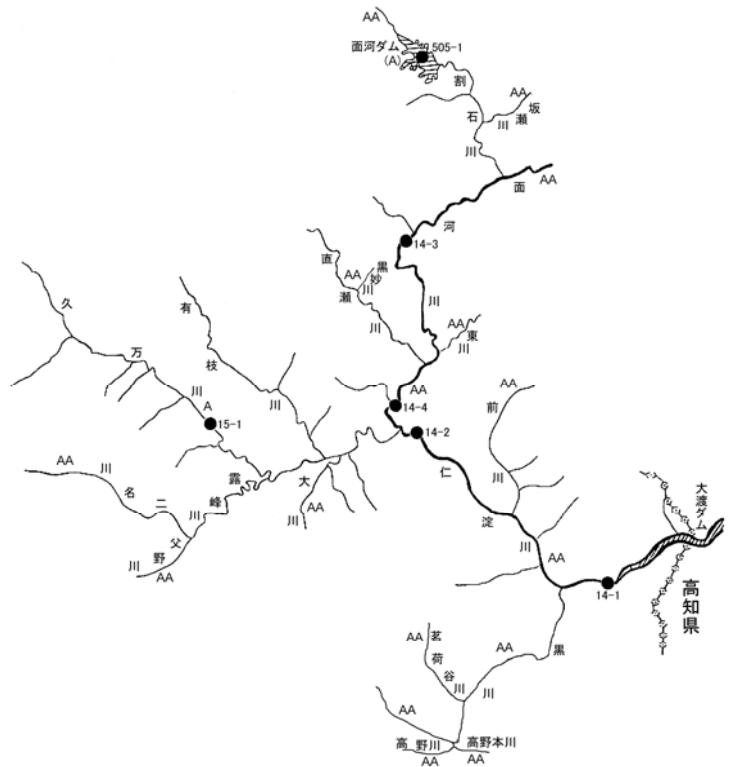
別図－4 蒼社川水系



別図－5 重信川水系

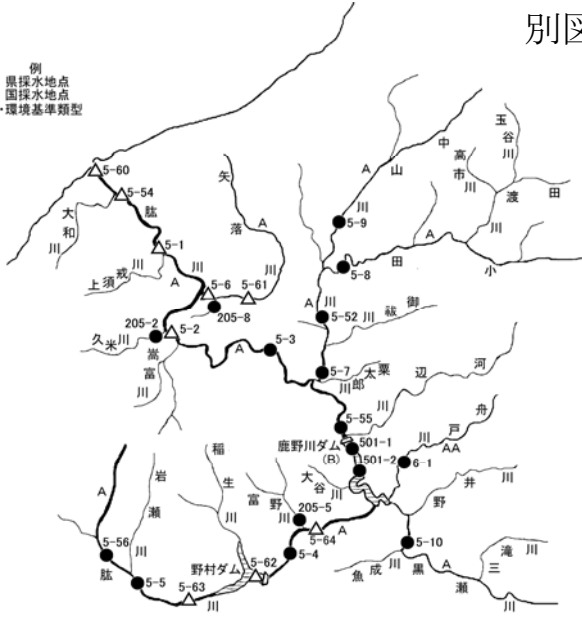


別図－6 仁淀川水系



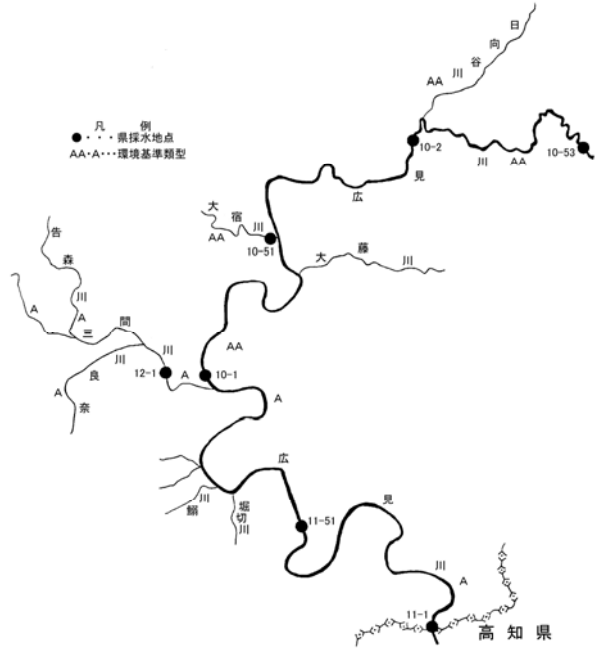
別図－7 肱川水系

凡 例
 ●・・・県採水地点
 △・・・国採水地点
 AA・A・B・・・環境基準類型

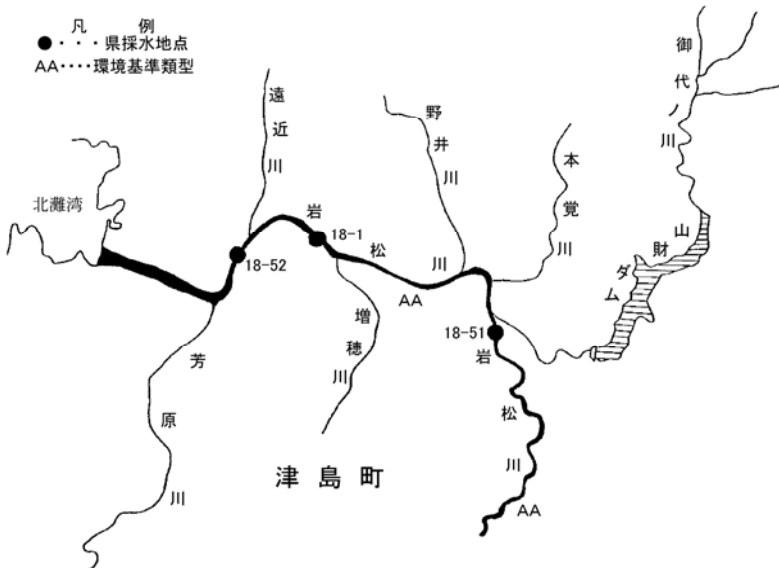


別図－8 広見川水系

凡 例
 ●・・・県採水地点
 AA・A・・・環境基準類型

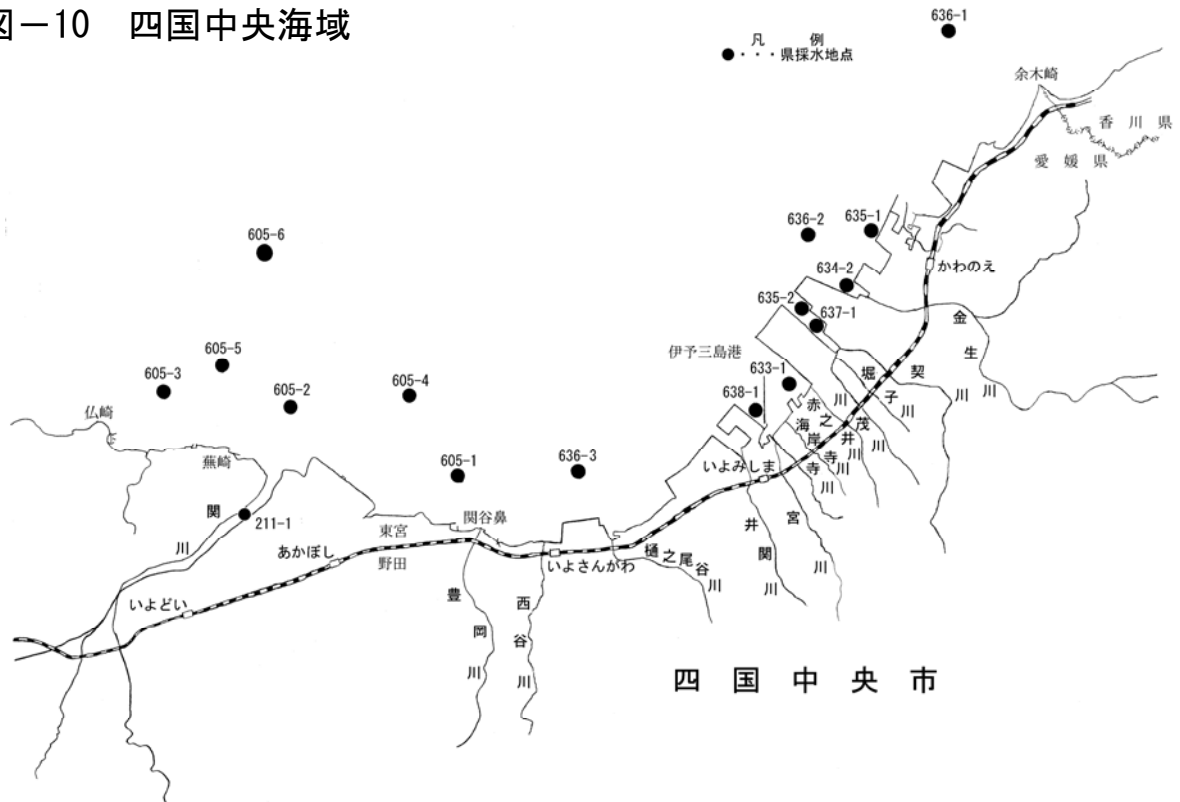


凡 例
 ●・・・県採水地点
 AA・・・環境基準類型

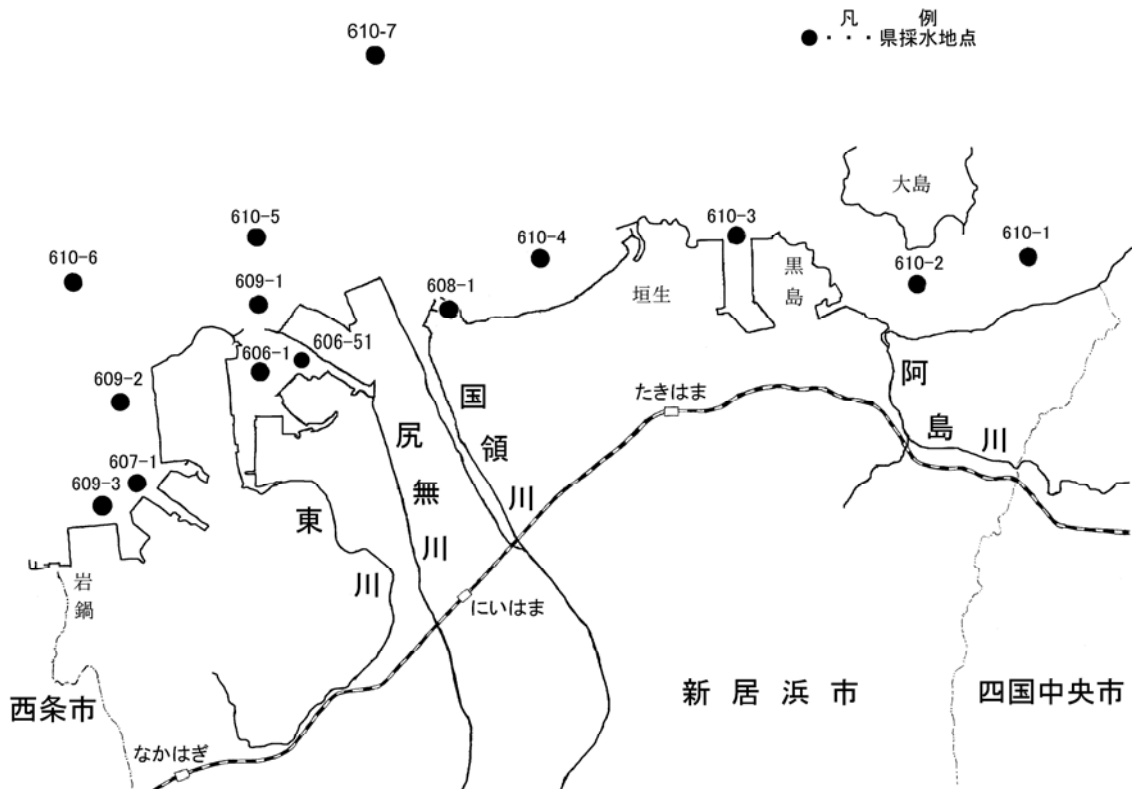


別図－9 岩松川水系

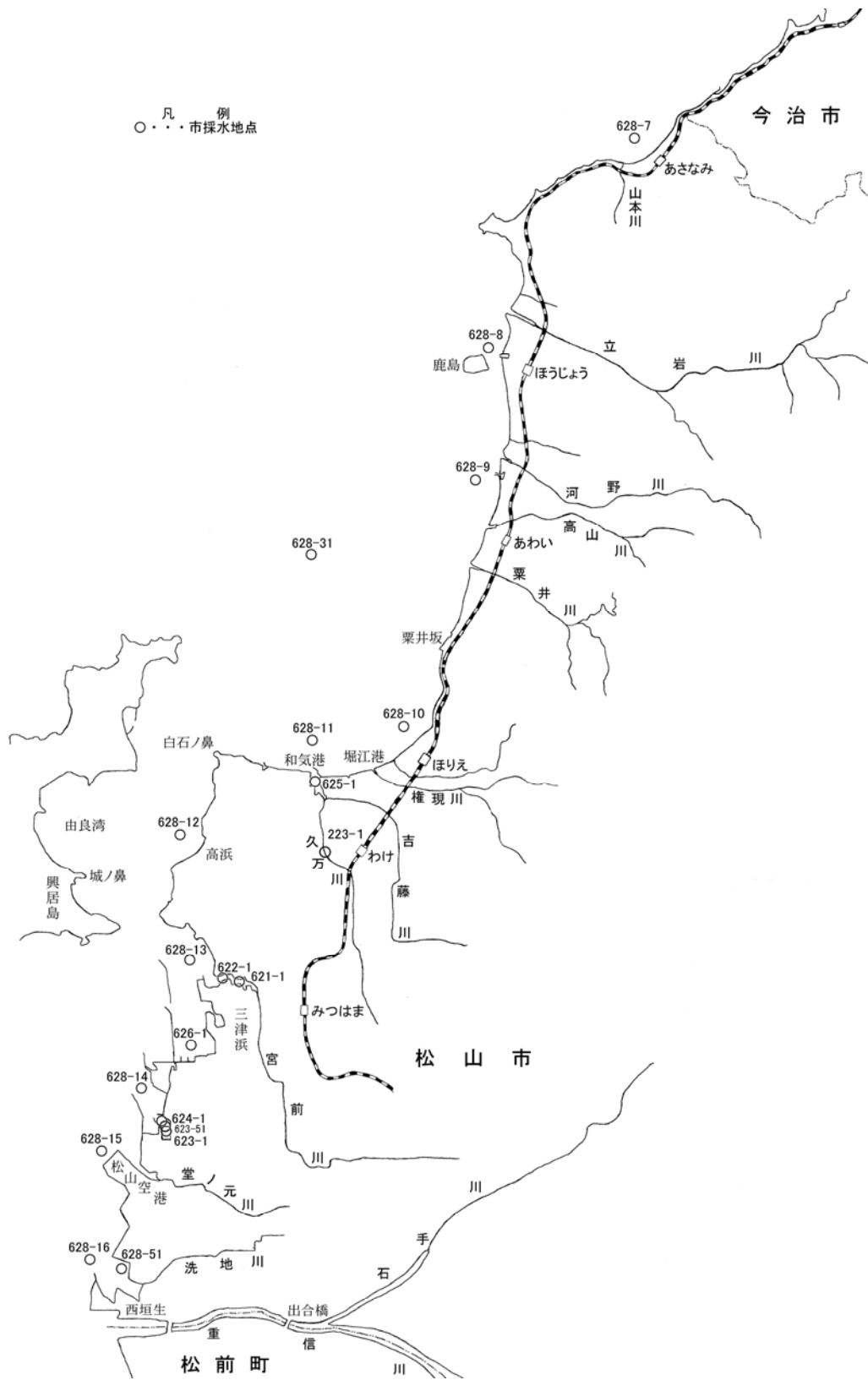
別図-10 四国中央海域



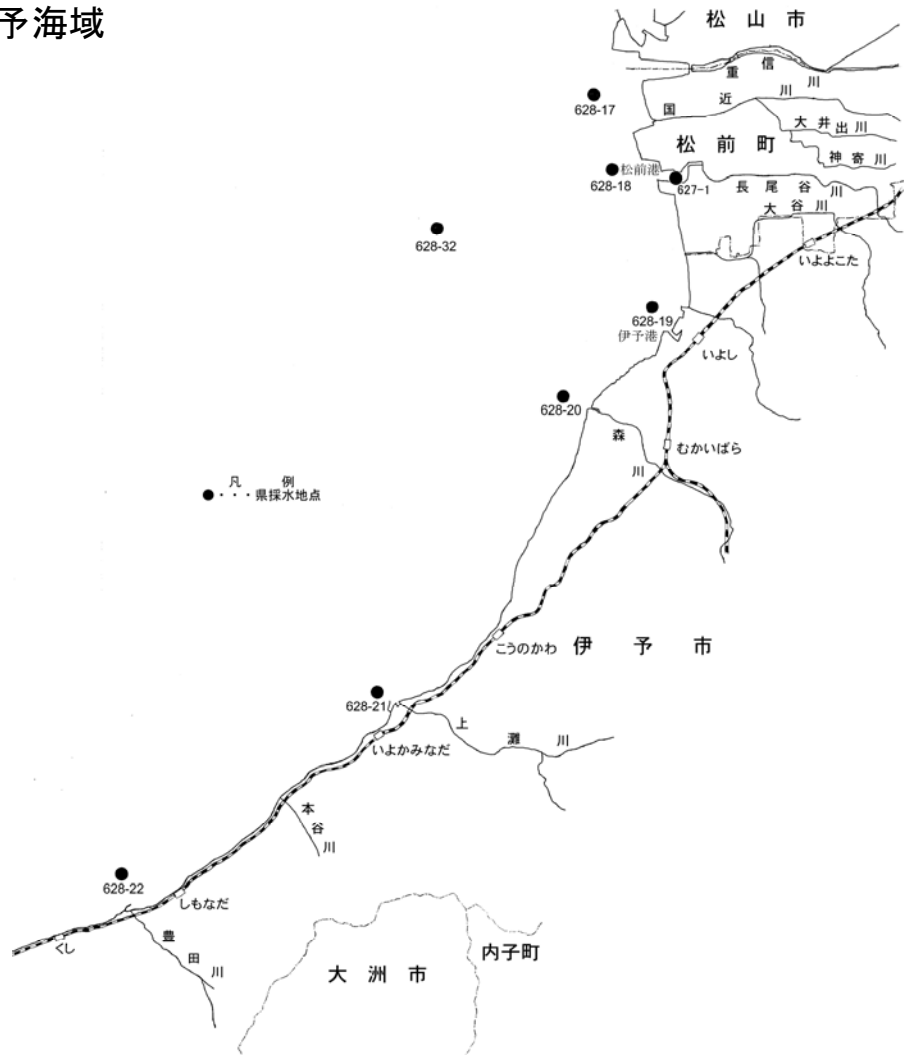
別図-11 新居浜海域



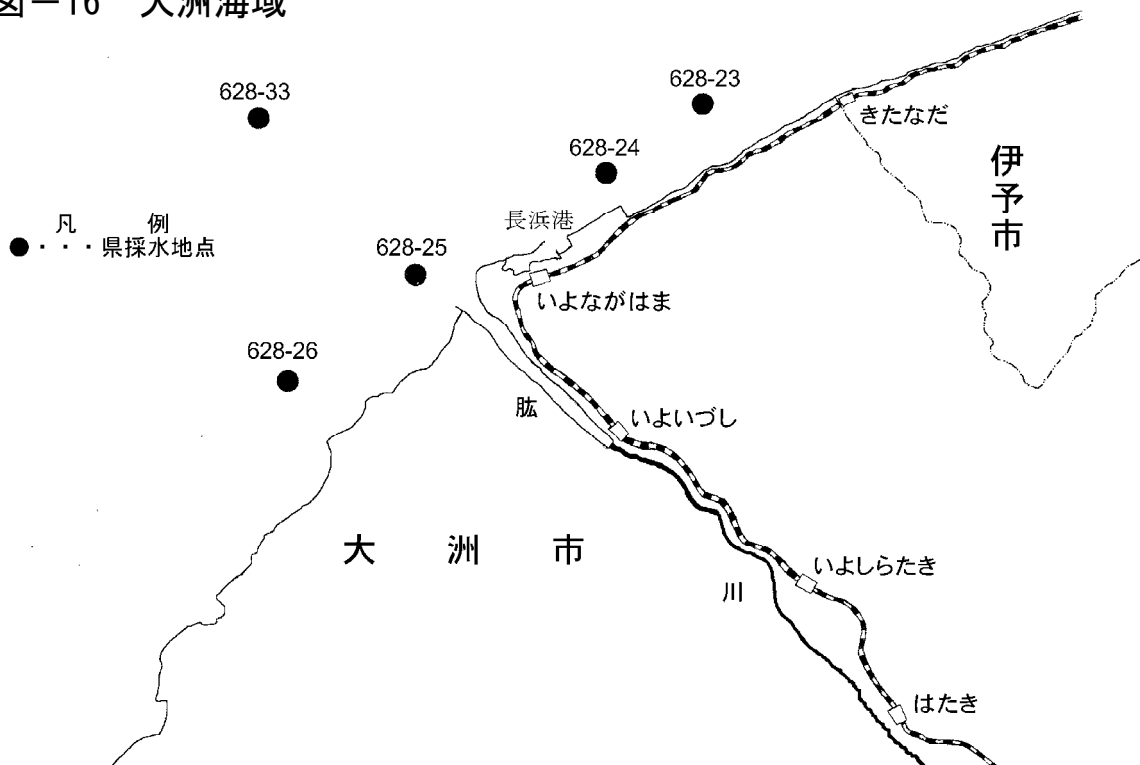
別図-14 松山海域



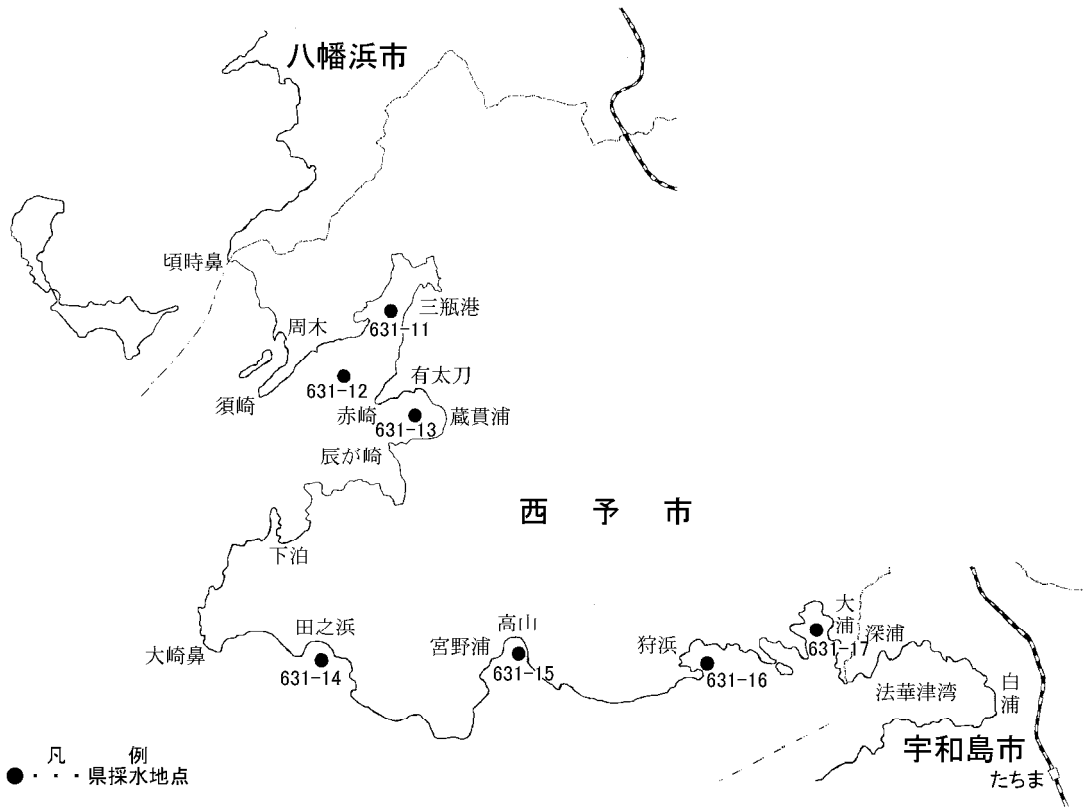
別図-15 松前・伊予海域



別図-16 大洲海域



別図－19 西予海域



別図－20 宇和島海域



別図-21 愛南海域



資料3-12 平成19年度地下水の水質調査結果

ア 定期モニタリング調査

○調査項目：砒素

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]
			砒素
今治市	1	1	0.015
上島町	1	0	
松山市	1	0	
大洲市	1	0	
宇和島市	1	0	
合計	5	1	0.015

○調査項目：有機塩素系

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]
			テトラクロロエチレン
四国中央市	2	0	
新居浜市	4	0	
西条市	1	0	
今治市	3	0	
東温市	3	0	
松山市	8	1	0.021
伊予市	2	0	
久万高原町	1	0	
大洲市	2	0	
合計	26	1	0.021

○調査項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目 [測定値(mg/l)]
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
四国中央市	2	0	
西条市	1	1	
今治市	15	11	12
上島町	4	2	12~14
東温市	4	0	14~28
松山市	8	3	
松前町	1	1	11~14
砥部町	2	1	13
伊予市	4	2	16
内子町	1	0	12~13
大洲市	1	0	
伊方町	2	1	21
八幡浜市	1	1	13
西予市	1	1	12
宇和島市	1	0	
愛南町	1	1	14
合計	49	25	11~28

ウ 汚染井戸周辺地区調査

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目	環境基準超過測定値(mg/l)	汚染原因
今治市菊間町川上	16	8	ふっ素	0.96~5.4	地質

イ 概況調査

調査地域	調査地点数	環境基準超過地点数	環境基準超過項目	環境基準超過測定値(mg/l)
四国中央市	2	0		
新居浜市	1	0		
西条市	2	0		
今治市	4	1	ふっ素	4.1
東温市	1	0		
松山市	12	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	18
松前町	1	0		
砥部町	1	0		
伊予市	1	0		
久万高原町	1	0		
八幡浜市	1	0		
伊方町	1	0		
西予市	1	0		
宇和島市	2	0		
鬼北町	1	0		
合計	32	2		

資料3-13 水浴場の水質調査結果（平成20年度）

名称	市町村	シーズン前					シーズン中				
		ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ)	COD (mg/ℓ)	透明度 (m)	油膜	水質判定	ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ)	COD (mg/ℓ)	透明度 (m)	油膜	水質判定
余木崎	四国中央市	39	1.9	>1	なし	水質A	2	2.7	>1	なし	水質B
寒川	四国中央市	<2	1.8	>1	なし	水質AA	5	3.7	>1	なし	水質B
マリパーク新居浜	新居浜市	<2	1.9	>1	なし	水質AA	<2	2.2	>1	なし	水質B
国民休暇村瀬戸内東予	今治市	<2	2.0	>1	なし	水質AA	9	2.9	>1	なし	水質B
志島	今治市	3	1.7	>1	なし	水質A	68	2.5	>1	なし	水質B
唐子浜	今治市	3	1.4	>1	なし	水質A	8	2.1	>1	なし	水質B
大角海浜公園	今治市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
伯方ビーチ	今治市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	3	1.3	>1	なし	水質A
沖浦ビーチ	今治市	<2	1.7	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
台	今治市	<2	1.7	>1	なし	水質AA	2	2.0	>1	なし	水質A
多々羅キャンプ場	今治市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA
松原	上島町	<2	1.3	>1	なし	水質AA	12	1.8	>1	なし	水質A
御三戸	久万高原町	11	1.7	>1	なし	水質A	17	1.8	>1	なし	水質A
五色姫海浜公園	伊予市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.9	>1	なし	水質AA
ふたみシーサイド公園	伊予市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
長浜	大洲市	<2	1.7	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA
須賀	伊方町	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.9	>1	なし	水質AA
川の浜	伊方町	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
ムーンビーチ井野浦	伊方町	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.2	>1	なし	水質AA
大早津	西予市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	16	1.5	>1	なし	水質A
須ノ川	愛南町	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.7	>1	なし	水質AA
鹿島	愛南町	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
堀江	松山市	2	1.4	>1	なし	水質A	34	1.6	>1	なし	水質A
梅津寺	松山市	10	1.7	>1	なし	水質A	110	2.1	>1	なし	水質B
鷺ヶ巣	松山市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
相子の浜	松山市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
鹿島	松山市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
長浜海岸	松山市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
立岩海岸	松山市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
姫ヶ浜	松山市	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
 - (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」「水質A」「水質B」あるいは「水質C」、「不適」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」、「水質A」である水浴場を「水質A」、「水質B」である水浴場を「水質B」とし、それ以外のものを「水質C」とする。

水浴場の水質判定基準

		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2個/100mℓ)	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (水深1m以上)
	水質A	100個/100mℓ以下	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (水深1m以上)
可	水質B	400個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	5mg/ℓ以下	水深1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	8mg/ℓ以下	水深1m未満～50cm以上
不適		1,000個/100mℓを超えるもの	常時は油膜が認められる	8mg/ℓを超えるもの	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質B」または「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/mℓを超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

(平成9年4月11日 環境庁水質保全局長通知)

資料3-14 平成19年度ゴルフ場使用農薬に係る水質調査

種別	農薬名	ゴルフ場排水			環境省 暫定指針 値 (mg/l)
		超過 検体数	検出濃度 (mg/l)	検出 検体数	
殺虫剤	アセフェート	0	検出されず	0	0.8
	インキサチオン	0	検出されず	0	0.08
	エトフェンプロックス	0	検出されず	0	0.8
	ダイアジン	0	検出されず	0	0.05
	チオシカルブ	0	検出されず	0	0.8
	トリクロホス(DEP)	0	検出されず	0	0.3
	ヒルガフェンチオン	0	検出されず	0	0.02
	フェニトロチオン(MEP)	0	検出されず	0	0.03
	アンキシストロビン	0	検出されず	0	5
	インプロチオファン	0	検出されず	0	0.4
殺菌剤	イプロジオン	0	検出されず	0	3
	イミダダジン酢酸塩	0	検出されず	0	0.06
	カネボフ	0	検出されず	0	0.5
	トルクロホスメチル	0	検出されず	0	0.8
	フルトラニル	0	検出されず	0	2
	フロピコナゾール	0	検出されず	0	0.5
	ペンシクロン	0	検出されず	0	0.4
	ホセチル	0	検出されず	0	23
	ボリカーバメート	0	検出されず	0	0.3
	メタラキシル	0	検出されず	0	0.5
除草剤	メブロニル	0	検出されず	0	1
	アシユラム	0	検出されず	0	2
	ジチオビル	0	検出されず	0	0.08
	ンテュロン	0	検出されず	0	3
	シマジン(CAT)	0	検出されず	0	0.03
	テルブカルフ(MBPMC)	0	検出されず	1	0.004
	トリクロピル	0	検出されず	0	0.6
	ナプロハミド	0	検出されず	0	0.3
	ハロスルプロンメチル	0	検出されず	0	0.3
	ピリプロチカルブ	0	検出されず	0	0.2
除草剤	フタミホス	0	検出されず	0	0.04
	フロキサスルプロン	0	検出されず	0	0.3
	フロピサミド	0	検出されず	0	0.08
	ペンスリド(SAP)	0	検出されず	0	1
	ベンチピリン	0	検出されず	0	0.5
	ベンフルリン(ヘ知ロソ)	0	検出されず	0	0.8
	メコプロップ(MICPP)	0	検出されず	0	0.05
	メチルダイムロン	0	検出されず	0	0.3
	合計	0	—	1	—

資料3-15 平成19年度ゴルフ場使用農薬に係る自主水質検査結果

種別	農薬名	指針 超過数	検出 検体数	調査 検体数	検出濃度 (mg/l)	環境省 暫定指針値 (mg/l)
殺虫剤	インキサチオン	0	0	1	検出されず	0.08
	ダイアジン	0	0	5	検出されず	0.05
	チオシカルブ	0	0	3	検出されず	0.8
	フェニトロチオン(MEP)	0	0	1	検出されず	0.03
	ベンフルリン	0	0	1	検出されず	—
	アンキシストロビン	0	0	1	検出されず	5
	インプロチオファン	0	0	2	検出されず	0.4
	イプロジオン	0	0	1	検出されず	3
	イミダダジン酢酸塩	0	0	1	検出されず	0.06
	チオアネートメチル	0	0	1	検出されず	—
殺菌剤	チフルサミド	0	1	2	検出されず ~ 0.002	—
	テブコナゾール	0	0	1	検出されず	—
	トルクロホスメチル	0	0	1	検出されず	0.8
	バリオダマイシン	0	0	1	検出されず	—
	フルトラニル	0	0	3	検出されず	2
	ペンシクロン	0	0	1	検出されず	0.4
	ホセチル	0	0	1	検出されず	23
	ボリカーバメート	0	0	1	検出されず	0.3
	メブロニル	0	0	1	検出されず	1
	ジプロコナゾール	0	0	1	検出されず	—
除草剤	アシユラム	0	0	3	検出されず	2
	ジチオビル	0	2	4	検出されず ~ 0.002	0.08
	ナプロハミド	0	1	2	検出されず ~ 0.002	0.3
	ハロスルプロンメチル	0	0	1	検出されず	0.3
	フロピサミド	0	2	5	検出されず ~ 0.02	0.08
	ベンチピリン	0	0	9	検出されず	0.5
	メコプロップ(MICPP)	0	0	3	検出されず	0.05
	シクロプロファミロン	0	0	1	検出されず	—
	シンメチリン	0	0	1	検出されず	—
	ピリプロチカルブ	0	0	4	検出されず	—
フロキサスルプロン	0	0	3	検出されず	—	

資料3-16 水質汚濁防止法特定施設一覧表(施行令第1条 別表第1)

番号	業種	名称
1	鉱業又は水洗炭業	(イ)選鉱施設、(ロ)選炭施設、(ハ)坑水中和沈でん施設、(ニ)掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業	(イ)豚房施設、(ロ)牛房施設、(ハ)馬房施設
2	畜産食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業	(イ)水産動物原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)脱水施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)湯煮施設、(ニ)濃縮施設、(ホ)精製施設、(ハ)ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)ろ過施設、(ニ)分離施設、(ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)搾汁施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設、(ハ)蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)真空濃縮施設、(ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)分離施設
13	イースト製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)分離施設、(ニ)洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)精製施設
16	めん類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)湯煮施設、(ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業	(イ)水洗式脱臭施設、(ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	(イ)まゆ湯煮施設、(ロ)副蚕処理施設、(ハ)原料浸せき施設、(ニ)精錬機及び精錬そう、(ホ)シルケット機、(ハ)漂白機及び漂白そう、(ト)染色施設、(フ)薬液浸透施設、(リ)のり抜き施設
20	洗毛業	(イ)洗毛施設、(ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業	(イ)湿式紡糸施設、(ロ)リントー又は未精錬繊維の薬液処理施設、(ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	(イ)湿式バーカー、(ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	(イ)湿式バーカー、(ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)湿式バーカー、(ハ)碎木機、(ニ)蒸解施設、(ホ)蒸解廃液濃縮施設、(ハ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、

		(ト)漂白施設、(フ)抄紙施設(抄造施設を含む。)、(リ)セロハン製膜施設、(ス)湿式繊維板成型施設、(ル)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	(イ)自動式フィルム現像洗浄施設、(ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)分離施設、(ハ)水洗式破碎施設、(ニ)廃ガス洗浄施設、(ホ)湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	(イ)塩水精製施設、(ロ)電解施設
26	無機顔料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、(ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)遠心分離機、(ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、(ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設、(ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、(ハ)青酸製造施設のうち、反応施設、(ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、(フ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、(リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、(ス)廃ガス洗浄施設、(ル)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	(イ)湿式アセチレンガス発生施設、(ロ)さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設、(ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設、(ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設、(ハ)クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	(イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設、(ロ)静置分離器、(ハ)タール酸ソーダ硫酸分離施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)	(イ)原料処理施設、(ロ)蒸りゅう施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	(イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、(ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	(イ)縮合反応施設、(ロ)水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)静置分離機、(ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設、(ハ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設、(ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、(フ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、(リ)廃ガス洗浄施設、(ス)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	(イ)ろ過施設、(ロ)脱水施設、(ハ)水洗施設、(ニ)ラテックス濃縮施設、(ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	(イ)蒸りゅう施設、(ロ)分離施設、(ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	(イ)廃酸分離施設、(ロ)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	(イ)洗浄施設、(ロ)分離施設、(ハ)ろ過施設、(ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設、(ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設、(ハ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ト)

		イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設、(f)エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設、(l)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設、(x)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(u)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、(o)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設、(v)プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、(k)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、(j)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、(g)廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	(i)原料精製施設、(p)塩析施設
39	硬化油製造業	(i)脱酸施設、(p)脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸りゅう施設
41	香料製造業	(i)洗浄施設、(p)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	(i)原料処理施設、(p)石灰づけ施設、(h)洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	(i)原料処理施設、(p)脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸りゅう施設
46	第 28 号から前号以外の有機化学工業製品製造業	(i)水洗施設、(p)ろ過施設、(h)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、(c)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	(i)動物原料処理施設、(p)ろ過施設、(h)分離施設、(c)混合施設、(k)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	(i)脱塩施設、(p)原油常圧蒸りゅう施設、(h)脱硫施設、(c)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、(k)潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加流施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業	(i)洗浄施設、(p)石灰づけ施設、(h)タンニンづけ施設、(c)クロム浴施設、(k)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	(i)研摩洗浄施設、(p)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	(i)抄造施設、(p)成型機、(h)水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	(i)水洗式破碎施設、(p)水洗式分別施設、(h)酸処理施設、(c)脱水施設

59	砕石業	(イ)水洗式破碎施設、(ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設、(ハ)圧延施設、(ニ)焼入れ施設、(ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	(イ)還元そう、(ロ)電解施設（溶融塩電解施設を除く。）、(ハ)焼入れ施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設、(ヘ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	(イ)焼入れ施設、(ロ)電解式洗浄施設、(ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64 の 2	水道施設等施設のうち、浄水施設	(イ)沈でん施設、(ロ)ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設
66		電気めっき施設
66 の 2	旅館業	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗たく施設、(ハ)入浴施設
66 の 3	共同調理場に設置	ちゅう房施設（総床面積が 500m ² 未満を除く。）
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（総床面積が 360m ² 未満を除く。）
66 の 5	飲食店	ちゅう房施設（総床面積が 420m ² 未満を除く。）
66 の 6	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他	ちゅう房施設（総床面積が 630m ² 未満を除く。）
66 の 7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他の飲食店	ちゅう房施設（総床面積が 1,500m ² 未満を除く。）
67	洗たく業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院（病床数が 300 以上の病院）	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69 の 2	中央卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場	(イ)卸売場、(ロ)仲卸売場
70		廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車分解整備事業	洗車施設（屋内作業場の総面積が 800m ² 未満を除く。）
71		自動式車両洗浄施設
71 の 2	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	(イ)洗浄施設、(ロ)焼入れ施設
71 の 3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71 の 4		産業廃棄物処理施設
71 の 5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71 の 6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゆう施設
72		し尿処理施設（500 人以下を除く。）
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
指定地域特定施設(施行令第 3 条の 2)		政令で指定された地域において、特定施設となる施設。 （201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽）

資料3-17 水質汚濁防止法による一律基準

人の健康の保護に関する項目（有害物質）

[単位：mg/l]

項目	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機リン化合物(注1)	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	アルキル水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエレン
排水(許容限度)	カドミウム 0.1	シアン 1	1	鉛 0.1	六価クロム 0.5	砒素 0.1	水銀 0.005	検出されないこと	0.003	0.3
地下浸透水(許容限度)	0.001	0.1	0.1	0.005	0.04	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002

項目	テトラクロロエレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエレン	シス-1,2-ジクロロエレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム
排水(許容限度)	0.1	0.2	0.02	0.04	0.2	0.4	3	0.06	0.02	0.06
地下浸透水(許容限度)	0.0005	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.0002	0.0006

項目	シマジン	チオバガブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
					海域以外	海域	海域以外	海域	
排水(許容限度)	0.03	0.2	0.1	セレン 0.1	ほう素 10	ほう素 230	ふっ素 8	ふっ素 15	100(注2)
地下浸透水(許容限度)	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.2		0.2		アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2

注1：パラチオ、メルパチオ、メルジメト及びEPNに限る。

注2：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

生活環境項目の保全に関する項目

[単位：pHは－、その他はmg/l]

項目	水素イオン濃度(pH)		生物化学的酸素要求量(BOD)		化学的酸素要求量(COD)		浮遊物質(S.S)	
	河川・湖	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5.8~8.6	5.0~9.0	160	120	160	120	200	150

生活項目の保全に関する項目（特殊項目）

[単位：大腸菌群数は個/cm³、その他はmg/l]

項目	ホルマリン抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量※	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	カドミウム含有量	大腸菌群数	窒素含有量		りん含有量	
	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量								最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	最大 5	最大 30	最大 5	最大 3	最大 2	最大 10	最大 10	最大 2	最大 3,000	最大 120	日間平均 60	最大 16	日間平均 8

※亜鉛含有量の基準値について

- 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年11月10日公布）が平成18年12月10日から施行されたことに伴い、従来の5mg/lから2mg/lに変更された。
- なお、金属鉱業など10業種に属する特定事業場については、施行後5年間は暫定排水基準(5mg/l)が設定される。

資料3-1-8 総量規制の算出に用いるC値

平成19年6月22日告示

(1) 化学的酸素要求量

[CODに係る総量規制基準の算定方法]

$$L_c = C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj} \times 10^{-3}$$

または

$$L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$$

Lc：総量規制基準＝CODの許容排出負荷量 (kg/日)

Cc(Cco)、Cci、Ccj：業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のCODの値

(mg/Q)

Qc(Qco)：昭和55年6月30日より前に発生していた工程排出水の量 (m³/日)

Qci：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに新・増設により増加した工程排出

水の量 (m³/日)

Qcj：平成3年7月1日以降 (一部の業種については平成8年9月1日以降)、新・増設

により増加した工程排出水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 単位 1リットル につきミリグラム (1) Cco (2) Cci (3) Ccj	備考
2	畜産農業	70	
3	天然ガス鉱業	60	
4	非金屬鉱業	20	
5	肉製品製造業	50	
6	乳製品製造業	30	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)を除く特定排出水の量(以下「平成8年9月1日以前の特定施設に係る量」という。)にあつては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	30
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	30
9	寒天製造業	80	80

10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	50	30	20
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	20
12	冷凍水産物製造業	30	30	20
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	60	30	30
16	野菜漬物製造業	40	40	30
17	味そ製造業	70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40
19	うま味調味料製造業	20	20	20
20	ソース製造業	30	30	30
21	食酢製造業	40	40	30
22	砂糖精製業	40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30
24	小麦粉製造業	30	30	30
25	パン製造業	30	30	20
26	生菓子製造業	40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30
28	米菓製造業	40	40	40
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30
30	植物油脂製造業	40	40	30
31	動物油脂製造業	40	40	30
32	食用油脂加工業	40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40
35	めん類製造業	30	30	30
37	豆腐・油揚げ製造業	30	30	30
38	あん類製造業	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業	50	20	20
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30
41	清涼飲料製造業	30	20	20
42	果実酒製造業	30	30	30
43	ビール製造業	30	30	30
44	清酒製造業	30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20
47	配合飼料製造業	20	20	20

48	単体飼料製造業	20	20	20	20
49	有機質肥料製造業	20	20	20	20
50	たばこ製造業	30	20	20	20
51	生糸製造業(副産糸精練業を含む。)	30	30	30	30
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	80	80	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	80	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	90	90
61	繊維工業で絹状繊維・染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	60	50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	50	50	50	50
63	繊維工業で繊維織品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	80	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40	40
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	40
71	合板製造業(集材材製造業を含む。又はパルプ・ペーパーボード製造業)	30	30	30	30

接着機洗浄水を循環するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の

75	木材薬品処理業	20	20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルブアイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リフアイナーグラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラフトパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	140	130	120	120
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラフトパルプ製造工程を含む。)	80	80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)	60	50	40	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)	70	70	60	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	60	50	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の分離工程を含む。)	90	90	80	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	70

順序に従い、10、10、10とする。

精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、80とする。

86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグララドパルプ、リファナイナールパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグララドパルプ、リファナイナールパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	50	40	40		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	20	20		
	(1) 日平均排水量立上りの30,000方メートル以上のもの	50	20	20		
	(2) 日平均排水量立上りの30,000方メートル未満のもの	40	40	40		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	60	40	40		
	(1) 日平均排水量立上りの30,000方メートル以上のもの	60	40	40		
	(2) 日平均排水量立上りの30,000方メートル未満のもの	60	60	60		パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、70とする。
89	機械すき紙製造業					
90	手すき和紙製造業	90	90	80		
91	塗工紙製造業	20	20	20		
92	段ボール製造業	40	40	40		
93	重包装紙袋製造業	70	70	70		
94	セロファン製造業	40	40	40		
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40		
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	80	60		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項まで)	30	30	30		

100	に掲げるものを除く。)					
	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	50	50	50		
101	製版業	50	50	50		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30		
103	複合肥料製造業	30	30	30		
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30	30		
105	ソーダ工業	20	20	20		
106	電炉工業	20	20	20		
107	無機顔料製造業	20	20	20		黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	20	20	20		(1) 硫化鉄を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40		(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、

110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、180とする。

114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	40	40	学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	20	
117	発酵工業	120	110	110	110	
118	コーラルール製品製造業	120	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。

121	合成ゴム製造業	40	40	40	<p>的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。</p> <p>(2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。</p> <p>(1) 乳比重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。</p> <p>(2) クロロブレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。</p>
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	<p>(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。</p> <p>(2) 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。</p>
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値

126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日以前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、化学

149	コークス製造業	180	90			的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とす。
150	石油コークス製造業	70	50			
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10			
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るものを除く。）	60	40			
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20			
154	なめし革製造業	100	100			
155	毛皮製造業	50	50			
156	板ガラス製造業	10	10			
157	板ガラス加工業	10	10			
158	ガラス製加工素材製造業	10	10			
159	ガラス容器製造業	10	10			
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10			
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10			
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50			
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30			
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10			
165	生コンクリート製造業	10	10			
166	コンクリート製品製造業	10	10			
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10			
168	黒鉛電極製造業	20	20			
169	砒石製造業	20	20			
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20			
172	うわ葉製造業	20	20			
173	高炉による製鉄業	10	10			コークス炉を有するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とす。
175	フェロアロイ製造業	20	20			
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10			
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。)	20	20			

179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20			
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20			
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20			
182	鋼管製造業	20	20			
183	伸鉄業	10	10			
184	磨棒鋼製造業	10	10			
185	引抜鋼管製造業	10	10			
186	伸線業	10	10			
187	ブリキ製造業	20	20			
188	亜鉛鉄板製造業	20	20			
189	めっき鋼管製造業	20	20			
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20			
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10			
192	鍛鋼製造業	10	10			
193	鍛工品製造業	10	10			
194	鋳鋼製造業	10	10			
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10			
196	鋳鉄管製造業	10	10			
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10			
198	鉄粉製造業	10	10			
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10			
200	非鉄金属製造業	10	10			
201	電気めっき業	40	40			
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	10	10			
203	一般機械器具製造業	10	10			
204	プリント回路製造業	20	20			
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	10	10			
206	輸送用機械器具製造業	10	10			
207	精密機械器具製造業	10	10			
208	ガス製造工場	20	20			
209	下水道業	20	20			標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる

210	空瓶卸売業	30	20	20	方法により下水を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とする。
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	30	30	20	
212	弁当出屋又は弁当製造業	50	40	30	
213	飲食店	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用しては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用しては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	
219	自動車整備業	20	20	20	
220	病院	30	30	30	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	業種その他の区分の欄に規定する表に定めるし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができきるものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	50	50	30	(1) 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、

223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20	70、70、40とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
224	ごみ処理業	30	30	30	(1) 日平均排水量が3,000立方メートル未満のものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、50とする。
225	廃油処理業	20	20	20	(2) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては、化学的酸素要求量(2)の欄の値は、40とする。
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20	(3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法より高度にし尿を処理する方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、10とする。
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜場	40	40	40	
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場	20	20	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）	20	20	20	

232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	10
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	30	30	30
		(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	10
		(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	10
		(5) 生活排水に係るもの(日平均排水量40立方メートル以上のもの)	30	30	30
		(6) 生活排水に係るもの(日平均排水量40立方メートル未満のもの)	50	50	40
		(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	10

(2) 窒素含有量

[窒素に係る総量規制基準の算定方法]
 $L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
 または
 $L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$
 L_n : 総量規制基準=窒素の許容排出負荷量 (kg/日)
 C_n (C_{no})、 C_{ni} : 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の窒素含有量の値 (mg/l)
 Q_n (Q_{no}): 平成14年9月30日より前に発生していた工程排水の量 (m³/日)
 Q_{ni} : 平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量		備考
		単位	1リットルにつきミリグラム	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	

5	肉製品製造業	30	10
6	乳製品製造業	20	10
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10
9	寒天製造業	20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	45	10
12	冷凍水産物製造業	45	10
13	冷凍水産食品製造業	45	10
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	45	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10
16	野菜漬物製造業	20	10
17	味そ製造業	20	10
18	しよ油・食用アミノ酸製造業	45	10
19	うま味調味料製造業	20	10
20	ソース製造業	20	10
21	食酢製造業	20	10
22	砂糖精製業	20	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10
24	小麦粉製造業	20	10
25	パン製造業	20	10
26	生菓子製造業	20	10
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10
28	米菓製造業	20	10
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10
30	植物油脂製造業	20	10
31	動物油脂製造業	20	10
32	食用油脂加工業	20	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10
34	穀類でんぷん製造業	20	10
35	めん類製造業	20	10
37	豆腐・油揚げ製造業	30	10
38	あん類製造業	20	10
39	冷凍調理食品製造業	30	10
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10

41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	イソスタントコートヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	20	10	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	20	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	25	10	綿織物染色工程にあつては、窒素含有量(11)の欄の値は、60とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
63	繊維工業で綿織物染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項ま	20	10	

	で掲げるものを除く。）			
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リファイナーグラウンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラウンドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラウンドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ、リファイナーグラ	20	10	

	ンドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラウンドパルプ、リファイナードパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの				
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10		
89	機械すき紙製造業	20	10		
90	手すき紙製造業	20	10		
91	塗工紙製造業	20	10		
92	段ボール製造業	20	10		
93	重包装紙袋製造業	20	10		
94	セロファン製造業	20	10		
95	乾式法による繊維板製造業	20	10		
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10		
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	20	10		
101	製版業	20	10		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程においては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程においては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程においては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,100とする。	
103	複合肥料製造業	15	10		

104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10		
105	ソーダ工業	15	10		
106	電炉工業	15	10		
107	無機顔料製造業	50	40		
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	10		窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程においては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10		窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10		窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10		
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10		窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10		窒素又はその化合物を原料として使用するものにおいては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10		
115	脂肪族系中間物製造業	15	10		(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序

				に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	アルコール製品製造業	800	800	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化石助剤として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化石助剤として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工

				程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。）
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（整理番号102の項から前項ま	15	10	

147	石油精製業	20	10		
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10		
149	コークス製造業	600	400		
150	石油コークス製造業	20	10		
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10		
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10		
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10		
154	なめし革製造業	20	10		
155	毛皮製造業	20	10		
156	板ガラス製造業	20	10		
157	板ガラス加工业	20	10		
158	ガラス製加工素材製造業	20	10		
159	ガラス容器製造業	20	10		
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10		
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10		
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10		
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10		
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10		
165	生コンクリート製造業	20	10		
166	コンクリート製品製造業	20	10		
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10		
168	黒鉛電極製造業	20	10		
169	砒石製造業	20	10		
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	10		
172	うわ薬製造業	20	10		
173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。	

175	フェロアロイ製造業	15	10		序に従い、55、40とする。
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10		
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	15	10		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型鋼製造業	15	10		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
183	伸鉄業	15	10		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	15	10		ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

185	引抜鋼管製造業	15	10	とする。 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにおいて、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにおいて、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼板製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにおいて、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鋳粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにおいて、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにおいて、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。

202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	プリント回路製造業	20	10	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）において、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 (2) 半導体素子製造工程において、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）において、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）において、窒素含有

208	ガス製造工場	20	量(1)の欄の値は、30とする。
209	下水道業	25	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含む汚水を受け入れて処理するものを除く。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ、10、10とする。 (2) 高濃度の窒素を含む汚水を多量に受け入れて処理するものは、窒素含有量の欄の値は、それぞれ、30、20とする。
210	空瓶卸売業	25	
211	共同調理場(学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。)	25	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	
213	飲食店	25	
214	宿泊業	25	
215	リネンサプライ業	25	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	25	
219	自動車整備業	25	
220	病院	25	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	30	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度に処理すること

222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	40	20	りし尿を処理するもの にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	25	15	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
224	ごみ処理業	25	15	
225	廃油処理業	25	15	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	40	20	
227	死亡獣畜取扱業	25	15	
228	と畜場	25	15	
229	中央卸売市場	25	15	
230	地方卸売市場	25	15	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	25	15	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないものの	10	10	(1) 金属鉱業に係るもの (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの (3) 石こう製品製造業に係るもの

	(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	
	(5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル以上のもの)	30	20	
	(6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル未満のもの)	40	20	
	(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	

(3) りん含有量

[りんに係る総量規制基準の算定方法]

$$Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$$

または

$$Lp = (Cpo \cdot Qpo + Cpi \cdot Qpi) \times 10^{-3}$$

Lp: 総量規制基準 = りんの許容排出負荷量 (kg/日)

Cp (Cpo)、Cpi: 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のりん含有量の値 (mg/日)

Qp (Qpo): 平成 14 年 9 月 30 日より前にすでに発生していた工程排水の量 (m³/日)

Qpi: 平成 14 年 10 月 1 日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	りん含有量		備考
		単位	1リットルにつきミリグラム	
2	畜産農業	Cpo	(1) 8	
3	天然ガス鉱業	Cpi	(2) 1	
4	非金属鉱業		1.5	
5	肉製品製造業		4	
6	乳製品製造業		5	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		8	
8	水産缶詰・瓶詰製造業		3	
9	寒天製造業		3	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		3	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		3	
12	冷凍水産物製造業		3	

13	冷凍水産食品製造業		4	1
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)		4	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		4	1.5
16	野菜漬物製造業		3	1.5
17	味そ製造業		4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		8	1.5
19	うま味調味料製造業		3	1.5
20	ソース製造業		3	1.5
21	食酢製造業		3	1.5
22	砂糖精製業		3	1.5
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		3	1.5
24	小麦粉製造業		3	1.5
25	パン製造業		3	1.5
26	生菓子製造業		6	1
27	ビスケット類・干菓子製造業		3	1.5
28	米菓製造業		3	1.5
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)		3	1.5
30	植物油脂製造業		4	1.5
31	動物油脂製造業		2	1
32	食用油脂加工业		3	1.5
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		3	1.5
34	穀類でんぷん製造業		3	1.5
35	めん類製造業		3	1.5
37	豆腐・油揚げ製造業		5	1
38	あん類製造業		5	1
39	冷凍調理食品製造業		8	1
40	そう(物)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		4	1.5
41	清涼飲料製造業		3	1.5
42	果実酒製造業		3	1.5
43	ビール製造業		3	1.5
44	清酒製造業		3	1.5
45	蒸留酒・混成酒製造業		3	1.5
46	インスタントコーヒー製造業		3	1.5
47	配合飼料製造業		2	1
48	単体飼料製造業		2	1
49	有機質肥料製造業		2	1
50	たばこ製造業		2	1

51	生糸製業(副糸精練業を含む。)	2	1	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルクゲット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	2	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	5	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	1	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	2	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5	1	
64	繊維工業で不織布製織工程に係るもの	2	1	
65	繊維工業でフェルト製織工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製織工程に係るもの	2	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製織工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
69	一般製材業又は木材チップ製業	2	1	
71	合板製業(集成材製業を含む。)	2	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製業、洋紙製業又は板紙製業で溶解パルプ製織工程に係るもの	2	1	

77	パルプ製業、洋紙製業又は板紙製業でサルファイトパルプ製織工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製業、洋紙製業又は板紙製業でグラウンドパルプ製織工程又はアイナーメカニカルパルプ製織工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製業、洋紙製業又は板紙製業で未さらしケミグラウンドパルプ製織工程又は未さらしセミケミカルパルプ製織工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	1	
80	パルプ製業、洋紙製業又は板紙製業で未さらしケミグラウンドパルプ製織工程(前工程の未さらしケミグラウンドパルプ製織工程を含む。)又は未さらしセミケミカルパルプ製織工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製織工程を含む。)に係るもの	2	1	
81	パルプ製業、洋紙製業又は板紙製業で未さらしクラフトパルプ製織工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	1	
82	パルプ製業、洋紙製業又は板紙製業で未さらしクラフトパルプ製織工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製織工程を含む。)に係るもの	2	1	
83	パルプ製業、洋紙製業又は板紙製業で古紙を原料とするパルプ製織工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	2	1	
84	パルプ製業、洋紙製業又は板紙製業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製織工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	2	1	
85	パルプ製業、洋紙製業又は板紙製業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製織工程に係るもの	2	1	
86	パルプ製業、洋紙製業又は板紙製業でグラウンドパルプ、リファイナーパルプ又はサームメカニカルパルプを主原料とする洋紙製織工程(前工程のグラウンドパルプ、リファイナーグラウンドパルプ又はサームメカニカルパルプ製織工程を有するもの	2	1	

87	のに限る。)に係るもの パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1	
89	機械すき紙製造業	2	1	
90	手すき紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	2	1	
101	製版業	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	2	1	
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	2	1	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でブラス	2	1	

112	チック製造工程に係るもの 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	
118	コートタル製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	

131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程 (りん又はその化合物を原料として使用するものに限り、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。)
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	2	1	
143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
154	なめし革製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲	2	1	

164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1	
166	コンクリート製品製造業	2	1	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	2	1	
172	うわ葉製造業	2	1	
173	高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	2	1	
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1	
183	伸鉄業	2	1	
184	磨棒鋼製造業	2	1	
185	引抜鋼管製造業	2	1	
186	伸線業	2	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1	
189	めっき鋼管製造業	2	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	2	1	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	2	1	
196	鋳鉄管製造業	2	1	

197	可鍛鑄鉄製造業	2	1		
198	鉄粉製造業	2	1		
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1		
200	非鉄金属製造業	2	1		
201	電気めっき業	2	1		りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とす。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1		(1) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とす。 (2) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、8とす。
203	一般機械器具製造業	2	1		
204	プリント回路製造業	2	1		
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	2	1		民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、6とす。
206	輸送用機械器具製造業	2	1		自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とす。
207	精密機械器具製造業	2	1		
208	ガス製造工場	2	1		
209	下水道業	2	1.5		(1) 標準活性汚泥法その他これと同程

					下水中のりんを除去できるときは、下水中のりんを除去するもの(高濃度のりんを含有するものを除く。)に於いては、りん含有量の値は、1、1とする。
210	空瓶卸売業	4	2		
211	共同調理場（学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。）	4	2		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	2		
213	飲食店	4	2		
214	宿泊業	4	2		
215	リネンサプライ業	5	1		
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	5	1		
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	4	2		
219	自動車整備業	4	2		
220	病院	4	2		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	4	2		業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することとがでる方法によ

222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	4	2	し尿を処理するもの にあっては、りん含有 量の欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、 3、1とする。 業種その他の区分の欄 に規定する表又は建築 基準法施行令第32条第 3項第2号に規定する 技術上の基準を満たす 構造のし尿浄化槽より 高度にし尿を処理する ことができうる方法によ りし尿を処理するもの にあっては、りん含有 量の欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、 3、1とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを 除く。）	3	1	嫌気性消化法、好気性 消化法、湿式酸化法又 は活性汚泥法に凝集処 理法を加えた方法より 高度にし尿を処理する ことができうる方法によ りし尿を処理するもの にあっては、りん含有 量の欄の値は、(1)の 値は、(1)の欄の値は、2と する。
224	ごみ処理業	4	2	
225	廃油処理業	4	2	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるもの を除く。）	4	1	
227	死亡獣畜取扱業	4	2	
228	と畜場	4	2	
229	中央卸売市場	4	2	
230	地方卸売市場	4	2	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規 則第1条の2各号に掲げるものをい う。）	4	2	
232	整理番号2の 項から前項ま でに分類され ないもの	1	1	(1) 金属鉱業に係 るもの (2) 衣類・その他の 繊維製品製造業 に係るもの (3) 石こう製品製 造業に係るもの

			1	1	
		(4) 上水道業又は 工業用水道業に 係るもの	1	1	
		(5) 生活排水に係 るもの（日平均排 水量400立方メー トル以上のもの）	5	2	
		(6) 生活排水に係 るもの（日平均排 水量400立方メー トル未満のもの）	5	2	
		(7) (1)から(6)まで に分類されない もの	1	1	

資料3-19 汚濁負荷量の測定手法（化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量）

適用条件 (事業規模等)	日平均排水量	日平均排水量	用水の量と特定排水との関係が明らか		その他 (差し引き方法)	
			日平均排水量 400m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満		
計測方法・頻度	400m ³ /日以上	400m ³ /日未満	日平均排水量 400m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満		
汚染状態の計測方法 へ化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量の値 mg/l	(1) 水質自動計測法 換算式	○	○	-	-	○
	(2) コンポジット サンプラー及び 指定計測法 (JIS)	(1)によることが技術的に 適当でない場合その他(1)により がたいと認められる場合可能	○	-	-	(1)によることが技術的に 適当でない場合その他(1)により がたいと認められる場合可能
	(3) 指定計測法 1日3回以上 試料採取	都道府県知事が定める 場合可能	○	-	-	都道府県知事が定める 場合可能
	(4) 水質簡易測定 法 換算式 1日3回以上 試料採取	同上	○	-	-	同上
排水量 m ³ /日	(1) 流量計・流速 計 (2) 積算体積計	○	○	○	○	○
	(3) 簡易な計測 方法	都道府県知事が定める 場合可能	○	-	○	都道府県知事が定める 場合可能
測定頻度	毎日	200~400m ³ /日・1回/7日 100~200m ³ /日・1回/14日 50~100m ³ /日・1回/30日 (日平均排水量)				
	知事が定める場合	緩和可能				

資料3-20 県条例による上乘せ排水基準

1 化学的酸素要求量 (COD)

(1) みなし指定地域特定施設以外に特定施設がある1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水 (単位: mg/ℓ)

区分	区域	業種	基準		許容限度		基準適用期		
			日間平均	最大	日間平均	最大			
既設	県下全域	金属鉱業、非金属鉱業又は非鉄金属製造業に係るもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1			
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	15	20				
			通常排水量5千m ³ 未満/日	20	30				
		食料品製造業に係るもの	畜産食料品製造業(食鳥処理加工業を除く。)に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	50	70	51. 1. 1		
				通常排水量5千m ³ 未満/日	50	70			
			飲料製造業(清酒製造行及び蒸留酒製造業を除く。)に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	50	70			
				通常排水量5千m ³ 未満/日	100	130			
			農産保存食料品製造業に係るもの(ジュース原液の製造を行うものに限る。)	通常排水量5千m ³ 以上/日	50	70			
		農産保存食料品製造業に係るもの(ジュース原液の製造を行うものに限る。)	通常排水量5千m ³ 未満/日	100	130				
		畜産食料品製造業(食鳥処理加工業を除く。)に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	50	70	元.10. 1			
			通常排水量5千m ³ 未満/日	100	130				
		繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	10	15	51. 7. 1			
			通常排水量1万m ³ 未満/日	100	130				
		木材及び木製品製造業(家具製造業を除く。)に係るもの			通常排水量1万m ³ 以上/日	70	100	57. 7. 16	
		パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	パルプ製造業に係るもの	セミケミカルパルプの製造を行うもの	通常排水量23万m ³ 以上/日	70	100	51. 7. 1	
					通常排水量20万m ³ 以上23万m ³ 未満/日	80	110		
					通常排水量20万m ³ 未満/日	90	120		
				クラフトパルプの製造を行うもの	通常排水量11万5千m ³ 以上/日	70	100		51. 1. 1
					通常排水量10万m ³ 以上11万5千m ³ 未満/日	80	110		
					通常排水量10万m ³ 未満/日	90	120		
			その他のもの			50	70		
紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物韌皮繊維を原料とするもの		通常排水量1万m ³ 以上/日	65	90	52. 4. 1			
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	70	100				
			通常排水量2千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	90	120				
	通常排水量2千m ³ 未満/日		100	130					
	未使用パルプを原料とするもの		通常排水量5千m ³ 以上/日	40	55				
		通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	50	70					
通常排水量3千m ³ 未満/日	55	75							
その他のもの	通常排水量4万m ³ 以上/日	40	55						
パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	その他のもの	通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日	60	80	52. 4. 1			
			通常排水量1万m ³ 以上2万m ³ 未満/日	65	90				
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	70	100				

既設	県下全域			通常排水量 3 千 m ³ 以上 5 千 m ³ 未満 / 日	80	110			
				通常排水量 3 千 m ³ 未満 / 日	90	120			
		その他のもの			50	70			
		化学工業に係るもの	有機化学工業製品製造業に係るもの	アクリロニトリルの製造を行うもの	通常排水量 30 万 m ³ 以上 / 日	20	25	51. 7. 1	
					通常排水量 30 万 m ³ 未満 / 日	25	35		
				合成ゴム製造業に係るもの	通常排水量 5 千 m ³ 以上 / 日	10	15		
					通常排水量 5 千 m ³ 未満 / 日	50	70		
				発酵工業製品製造業に係るもの		50	70		
			その他のもの	通常排水量 15 万 m ³ 以上 / 日	10	15	51. 1. 1		
				通常排水量 15 万 m ³ 未満 / 日	15	20			
			化学繊維製造業（レーヨン製造業及びアセテート製造業に限る。）に係るもの		通常排水量 10 万 m ³ 以上 / 日	20	30	51. 7. 1	
					通常排水量 10 万 m ³ 未満 / 日	30	40		
				その他のもの	通常排水量 5 千 m ³ 以上 / 日	10	15	51. 1. 1	
		通常排水量 5 千 m ³ 未満 / 日			20	30			
		石油精製業に係るもの			10	15	51. 1. 1		
		弁当仕出屋			60	80	元. 10. 1		
		飲食店			60	80			
		サービス業に係るもの	その他のもの	し尿処理施設（みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を除く。）を設置するもの		30	40	51. 7. 1	
				洗たく業に係るもの		100	130	51. 1. 1	
				その他のもの	通常排水量 30 万 m ³ 以上 / 日	20	25	57. 7. 16	
					通常排水量 15 万 m ³ 以上 30 万 m ³ 未満 / 日	25	35		
					通常排水量 1 千 m ³ 以上 15 万 m ³ 未満 / 日	50	70		
					通常排水量 1 千 m ³ 未満 / 日	100	130		
		酸又はアルカリによる表面処理施設を設置するもの			20	30	51. 1. 1		
		共同調理場			40	60	元. 10. 1		
		し尿処理施設のみを設置するもの			30	40	51. 7. 1		
		下水道終末処理施設を設置するもの	活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの		20	30	51. 1. 1		
			高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの		50	70			
		既設	県下全域	その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 1 号の 2 の施設を設置するものを除く。）		通常排水量 5 千 m ³ 以上 / 日	10	15	51. 1. 1
						通常排水量 5 千 m ³ 未満 / 日	20	30	
新設	県下全域	し尿処理施設のみを設置するもの			25	35	49. 7. 19		
		下水道終末処理施設を設置するもの			20	30			
		その他のもの	通常排水量 2 千 m ³ 以上 / 日	10	15				
			通常排水量 1 千 m ³ 以上 2 千 m ³ 未満 / 日	15	20				
		通常排水量 1 千 m ³ 未満 / 日	20	30					

(2) みなし指定地域特定施設のみを設置する1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水(単位:mg/ℓ)

区分	区域	業種	許容限度		基準適用期日
			日間平均	最大	
既設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	60	80	6. 4. 1
新設		処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	25	35	3. 7. 16

2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量、浮遊物質（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）、銅含有量（単位：mg/ℓ）

区 域	基 準 業 種			項 目	許容限度		基準適用 期 日
					日間 平均	最大	
新居浜 海 域	全業種			ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	3.0		47. 1. 16
四国中央 水 域	パルプ又は紙製造業に係るもの	セミケミカルパルプ製造設備を有するもの	通常排水量20万m ³ 以上/日	SS	40	50	48. 6. 24
			通常排水量20万m ³ 未満/日	SS	50	70	
		クラフトパルプ製造業に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	SS	40	50	48. 6. 24
			通常排水量10万m ³ 未満/日	SS	50	70	
	食料品製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日		SS	50	60	47. 1. 20
		通常排水量5千m ³ 未満/日		SS	70	90	
	その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		10		48. 6. 24
	し尿処理施設を設置するもの（みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置するものを除く。）			BOD	30	—	
銅山川 水 域	鉱山に係るもの			銅含有量	2.0		48. 6. 24
四国中央 水域を除く全公共 用水域	マニラ麻又は植物皮革繊維を原料とするもの	通常排水量1万m ³ 以上/日		SS	60	80	52. 4. 1
		通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日		SS	65	90	
		通常排水量2千m ³ 以上5千m ³ 未満/日		SS	70	100	
		通常排水量2千m ³ 未満/日		SS	75	105	
	紙製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日		SS	40	55	51. 3. 23
		通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日		SS	50	70	
		通常排水量3千m ³ 未満/日		SS	55	75	
	その他のもの	通常排水量4万m ³ 以上/日		SS	35	45	51. 3. 23
		通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日		SS	55	75	
		通常排水量1万m ³ 以上2万m ³ 未満/日		SS	60	80	
		通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日		SS	65	90	
		通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日		SS	70	100	
通常排水量3千m ³ 未満/日		SS	75	105			

※1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用。ただし、し尿処理施設を設置する工場又は事業場にあつては、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満のものについても適用する。

資料3-21 市町別の特定事業場数

(平成20年3月末現在)

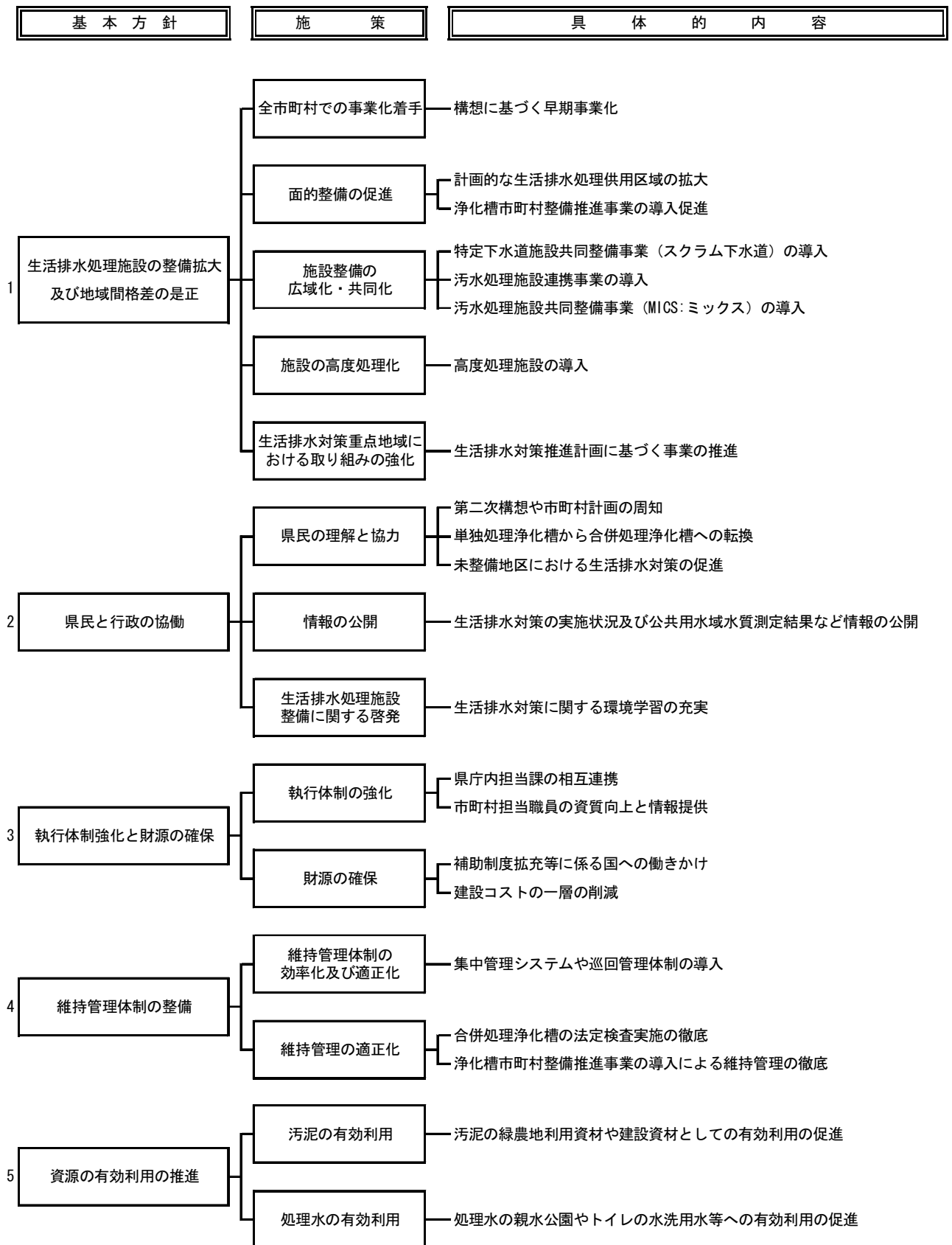
法令 区分 市町村名	水質汚濁防止法		瀬戸内海環境保全 特別措置法		愛媛県公害 防止条例	合計
	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満		
	四国中央市	12	257	59		
新居浜市	15	225	20	0	9	269
西条市	16	352	33	3	12	416
今治市	45	375	25	1	12	458
上島町	7	43	0	0	4	54
松山市	44	798	78	2	14	936
東温市	7	89	12	1	2	111
久万高原町	8	101	0	0	4	113
伊予市	7	83	9	0	5	104
松前町	8	64	7	0	2	81
砥部町	15	53	10	1	1	80
内子町	1	135	7	0	5	148
大洲市	13	341	15	1	5	375
八幡浜市	8	117	6	0	2	133
伊方町	6	151	1	0	1	159
西予市	15	508	6	0	7	536
宇和島市	10	508	9	4	5	536
松野町	1	17	0	0	0	18
鬼北町	6	67	0	0	2	75
愛南町	10	101	2	1	4	118
計	254	4385	299	15	105	5058

備考：排水量は、平均水量である。

資料3-22 排水基準の概要

区 分	法律・条例	基 準	項 目	工場、事業場の種類	規 制 地 域 等
濃度規制	水質汚濁防止法	一律基準	有害物質(27項目) (地下浸透有害物質(27項))	すべての特定事業場 (有害物質使用特定事業場)	県下全域 (<u>県</u>)
			一般項目(12項目)	排水量50m ³ /日以上 の特定事業場	〃
			窒素・燐	〃	瀬戸内海区域
			燐	〃	高知県大渡ダムに流域する 区域
	愛媛県公害防止 条例	上乗せ 排水基準	COD	〃	県下全域
			SS	〃	県下全域の製紙工場等
			油分(鉱油類)	〃	新居浜海域に流入する区域
			油分(動植物油脂)	〃	四国中央水域に流入する区域 (畜産を除く。)
			銅	鉱山	銅山川水域
			BOD	し尿処理施設 (排水量50m ³ /日未満)	四国中央水域に流入する区域
	横だし 排水基準	有害物質(8項目)	すべての特定事業場 (排水施設)	県下全域	
		一般項目(15項目) 特殊項目	〃	〃	
総量規制	水質汚濁防止法	総量規制 基 準	COD・窒素・燐	排水量 50m ³ /日以上 の指定地域内事業場	瀬戸内海区域

資料3-23 第二次愛媛県全県域下水道化基本構想の推進施策の体系



資料 3-24 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率

生活排水処理施設の種類	基準年度 (平成 14 年度末)	中間目標年度 (平成 19 年度末)	平成 19 年度末 実績	目標年度 (平成 24 年度末)
行政人口 (千人)	1,502	1,522	1,472	1,475
下水道 (千人)	573 (37.3%)	705 (46.2%)	658 (44.7%)	725 (49.1%)
農業集落排水施設 (千人)	29 (1.9%)	44 (2.9%)	36 (2.5%)	42 (2.9%)
漁業集落排水処理施設 (千人)	4 (0.3%)	6 (0.4%)	5 (0.4%)	6 (0.4%)
簡易排水施設 (千人)	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)	0.04 (0.003%)
小規模排水施設 (千人)		0.03 (0.002%)		
コミュニティ・プラント (千人)	5 (0.4%)	5 (0.4%)	6 (0.4%)	7 (0.5%)
合併処理浄化槽 (千人)	192 (12.8%)	239 (15.7%)	250 (17.0%)	310 (21.0%)
汚水処理人口合計 (千人) (汚水処理人口普及率)	803 (53.5%)	999 (65.6%)	956 (65.0%)	1,089 (73.9%)

※ () 内の％は、行政人口に対する生活排水処理施設別の割合